

平成20年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成20年 6 月25日～26日

場 所 第2委員会室

平成20年 6 月 25 日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 市町の廃置分合について
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 請願第 4 号 高鍋土木事務所存続に関する請願
- 請願第 6 号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願
- 請願第 7 号 串間土木事務所存続に関する請願
- 請願第 8 号 北方領土返還要求についての意見書提出を求める請願
- 報告事項
 - ・県が出資している法人の経営状況について
財団法人宮崎県立芸術劇場（別紙 5）
財団法人宮崎県国際交流協会（別紙 6）
 - ・平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
 - ・宮崎県国民保護計画の変更について（別紙20）
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成19年度宮崎県県民意識調査結果の概要について
 - ・宮崎県中山間地域対策推進本部の設置について

て

- ・集落の現状に関する調査結果（特定調査）について
- ・元気な集落づくりに取り組む集落に対する「新たな呼称」の募集について
- ・国際定期便「宮崎～台北線」開設記念訪問団の結果について
- ・宮崎県男女共同参画センターの指定管理者第二期指定手続等について
- ・地上デジタル放送の現状について
- ・宮崎県東京学生寮の指定管理者第二期指定について
- ・平成19年度における行財政改革の取組状況について
- ・指定管理者制度の第二期指定について

出席委員（9人）

委 員 長	外 山 衛
副 委 員 長	新 見 昌 安
委 員	米 良 政 美
委 員	中 村 幸 一
委 員	黒 木 覚 市
委 員	中 野 一 則
委 員	中 野 廣 明
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	井 上 紀 代 子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長	丸 山 文 民
県 民 政 策 部 次 長	渡 邊 亮 一
（ 政 策 担 当 ）	

県民政策部次長 (県民生活担当)	宮田 廣志
部参事兼総合政策課長	土持 正弘
部参事兼秘書広報課長	緒方 哲
統計調査課長	橋本 江里子
総合交通課長	渋谷 弘二
生活・協働・男女参画課長	高原 みゆき
文化文教・国際課長	福村 英明
人権同和对策課長	酒井 勇
情報政策課長	渡邊 靖之
中山間・地域対策室長	後沢 彰宏
広報企画監	亀田 博昭
交通・地域安全対策監	黒木 典明

総務部

総務部長	山下 健次
総務部次長 (総務・職員担当)	吉瀬 和明
総務部次長 (財務・市町村担当)	稲用 博美
危機管理局長	後藤 厚一
部参事兼総務課長	馬原 日出人
部参事兼人事課長	岡村 巖
行政経営課長	加藤 裕彦
財政課長	西野 博之
税務課長	後藤 文雄
市町村課長	四本 孝
市町村合併支援室長	坂本 義弘
総務事務センター課長	柄本 寛
危機管理課長	武田 久雄
消防保安課長	川野 直記

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田 渉
議事課主査	湯地 正仁

○外山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、きょうの委員会の日程でございますけれども、今回、議案及び報告事項がない部局につきましては待機ということで考えております。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○丸山県民政策部長 まず、説明に入ります前に一言お礼を申し上げます。外山委員長、新見副委員長を初め、各委員の皆様におかれましては、5月に県南・県北地域の視察をしていただきました。貴重な御意見等を賜りました。ありがとうございました。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

それでは、まず初めに、県が出資している法人の経営状況についてであります。お手元の県議会提出報告書をごらんください。県民政策部からの報告は、別紙5、青いインデックス、ページで言いますと25ページ、財団法人宮崎県立芸術劇場、同じく41ページの別紙6になりますけれども、財団法人宮崎県国際交流協会の2つの法人についてであります。詳細につきましては、

後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、同じく報告書の187ページ、別紙18というインデックスですけれども、ここを見てくださいと思います。繰越明許費についてであります。我が部は、(款)総務費(項)企画費のケーブルテレビ施設整備支援事業の2,214万3,000円であります。これは、国富町におけるケーブルテレビ網の整備につきまして、国の交付金事業とあわせて実施するものでありますけれども、国の交付決定が平成20年2月となりまして、平成19年度内に事業が完了しないことから、繰り越しとなったものであります。

次に、お手元の総務政策常任委員会資料をごらんいただきたいと思います。報告事項が7件ございます。まず、平成19年度宮崎県県民意識調査結果についてであります。この調査は、県の施策や活動について、例年2月から3月にかけて、県民アンケート調査を行っているものでありまして、その結果がまとまりましたので、今回御報告をさせていただきます。

次に、中山間地域に係るものが3件であります。まず、中山間地域対策推進本部の設置についてであります。中山間地域の活性化に向けた全庁的な取り組みを進めるため、先日、知事を本部長とする中山間地域対策推進本部を設置いたしましたので、御報告をさせていただきます。

次に、集落の現状に関する調査、これは特定調査と申しておりますけれども、その結果についてであります。この調査は、県内の過疎地域等市町村の集落の実態を把握いたしまして、今後の集落整備のあり方に関する基礎資料を得ることを目的に実施したものでありまして、市町村に対してアンケート調査を行う基本調査と、集落の代表者あるいは住民に対して行う特定調査を行ったところであります。このたび、特定

調査の結果がまとまりましたので、御報告をさせていただきます。また、中山間地域において元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称の募集を行うことといたしましたので、あわせてその内容について説明をさせていただきます。

続きまして、宮崎—台北間の国際定期便の開設についてであります。本県の国際線といたしましては、宮崎—ソウル線に次いで2路線目となる宮崎—台北線が去る6月1日に開設をいたしました。外山委員長さんにおかれましては、開設を記念した台湾訪問団に御参加をいただきました。本当にありがとうございます。本日は、この訪問団の結果につきまして、報告をさせていただきます。

次に、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者第二期指定手続等についてであります。県民政策部で所管いたしております宮崎県男女共同参画センターにつきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っているところであります。20年度をもちまして第一期の指定期間が終了することとなっております。このため、今年度中におきまして、第二期目となります来年度以降の指定管理者を指定する手続を行うこととしております。先般、1回目の指定管理者候補者選定委員会を開催しまして、第二期指定管理者の募集方針(案)等について御審議をいただきましたので、その内容について報告をさせていただきます。

報告事項の最後ですけれども、地上デジタル放送の現状についてであります。これについては詳細な説明が必要かと思っておりますので、今回、報告をさせていただきます。

以上の報告事項につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

最後に、資料はございませんけれども、第13回宮崎国際音楽祭についてであります。去る5月5日から24日までの期間中、1万1,000人、ストリート音楽祭等の関連事業を含めると、約5万人を超えるたくさんの方に御来場いただき、無事終了することができました。委員の皆様には大変な御理解と御支援をいただきまして、ありがとうございます。今後とも、より一層県民の皆様に関われる音楽祭となるよう工夫をしてみたいと考えております。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひします。

○土持総合政策課長 平成19年度の県民意識調査の結果につきまして御説明をいたします。

委員会資料の1ページでございます。先ほど部長も申し上げましたけれども、この調査は、県民の皆さんの県の施策に対する考えや日ごろの活動等につきまして、アンケート調査を実施いたしまして、県政の運営に資することを目的といたしております。平成16年度から毎年実施をしているものでございます。調査時期は本年の2月から3月でございまして、県内各地から無作為に抽出いたしました20歳以上の方、3,500名に対しまして発送いたしまして、2,050人から回答を得たところでございます。回答率は58.6%となっております。調査の内容と申しますか、どういうアンケート内容であったかということでございますけれども、別冊で資料1ということで宮崎県県民意識調査集計結果、資料を配付させていただいております。この資料の9ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、上の表でございしますが、県が推進いたします政策につきまして、昨年策定いたしました新みやざき創造計画の分野別施策として、12の基本方向を掲げておりますけれども、これにつきまして

重要だと思ひものを尋ねております。そして、下の表から14ページまででございますけれども、その12の基本方向それぞれにつきまして、優先的に取り組むべきと思ひ具体的な施策について尋ねたものでございます。

次に、同じ資料の20ページをお開きいただきたいと思ひます。回答者の方の日ごろの活動とか、子育てとか、青少年の育成に関する意識、そういったことを、40ページまでになりますけれども、35の項目について尋ねたものでございます。

この調査結果の概要につきましては、また委員会資料のほうに戻っていただきたいと思ひますけれども、こちらで御説明をいたします。1ページでございます。まず、結果の概要、1の政策に関する結果についてでございますけれども、グラフの縦軸、そこがございますとおり、12の政策につきまして、重要だと思ひものを尋ねたところ、選択割合が高い政策の第1位から第3位につきましては、上のほうに掲げておりますが、ごらんのとおりでございます。特に3番目の「未来を拓く子どもが育つ社会づくり」でございますけれども、これは前年度の結果を10.5%上回っております、少子化が進行する中で、子育てや教育に対します県民ニーズの高まりがあらわれているのではないかと申すように思っております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思ひます。2の施策に関する結果についてでございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、1の質問で重要だと思ひ政策のうち優先的に取り組むべき施策について尋ねた結果でございます。回答の割合が高かったものは、ごらんのとおりでございますけれども、昨年との比較で特に特徴的なものを申し上げますと、「未

来を拓く子どもが育つ社会づくり」でござい
ますが、その中で、1の「命を大切に
する教育の推進」が70.8%と、
極めて高い割合を示しており
まして、これは、全国的な青少年
の犯罪の低年齢化とか自殺とい
った事象に対する危機感を反映
しているのではないかといい
るふうにおもいます。「安全で
安心な暮らしの確保」の
ところでございますが、「食の
安全・安心の確保」が前年度
の32.3%から56.7%と、
大幅にアップしております
まして、これは、たび重なる
食に関する偽装事件とか毒物
混入事件、こういったもの
に對しまして、食の安全に
對する関心が高まった
あらわれではないかとい
うふうにおもいます。次に、
「農林水産業の振興」で
ございまして、「地産地消
の推進」が前年度と比較
いたしまして高くなって
おりまして、地産地消の
機運が高まっている
ところで、「みやぎブラン
ドの展開」が前年度42%
から21%と、大きく
ダウンしているわけ
でございますけれども、
これは、まさに知事
のPR効果を県民が
十分に感じている
ことの逆のあらわれ
ではないかとい
うふうにおも
います。その下の「活
力のある地域
づくり」で
ござい
ますけれども、「高
速道路の整備
促進、航空路
線・海上航路
・鉄道の充
実」という
項目で聞
いてお
りま
すけれども、前
年度の45.4%
から61.4%、
大幅にア
ップして
お
りま
すけれども、
これは、道
路特定財
源をめぐ
りま
す一連の
動き
の中
で、東九
州自動
車道の
整備を
初め
といた
し
ま
して、
これ
から
の地
域
づ
くり
の基
盤
と
な
り
ま
す交
通網
の充
実
に
對
する
県
民
の
認
識
が
強
ま
っ
た
こ
と
の
あ
ら
わ
れ
で
は
な
い
か
と
い
う
ふ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。

続いて、3ページでござい
ますけれども、そ
うした今
までの
結果
を地
域別
に見
てみ
ます
と、
北諸
県地
域
では
農
業
の
担
い
手
づ
くり、
西諸
県地

域では
命の
教育、
児湯
地域
では
医
療
体
制
の
充
実、
東
臼
杵
・
西
臼
杵
地
域
では
地
域
交
通
や
高
速
道
路
の
整
備
促
進
な
ど
が、
県
全
体
の
数
値
と
比
べ
ま
し
て、
そ
れ
を
大
き
く
上
回
っ
て
お
り
ま
し
て、
地
域
の
特
徴
が
あ
ら
わ
れ
た
結
果
に
な
っ
て
い
る
の
で
は
な
い
か
と
い
う
ふ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。その
下
の
年
代
別
で
ご
ざ
い
ま
す
が、
こ
れ
は
見
て
い
た
だ
く
と
わ
か
り
ま
す
よ
う
に、
20
～
39
歳、
40
～
59
歳
と
い
う
と
こ
ろ
で
は
就
労
環
境
と
か
医
療
体
制
の
充
実
と
い
う
も
の
が
高
い
割
合
を
示
し
て
お
り
ま
し
て、
働
く
世
代
な
ら
で
は
の
ニ
ーズ
を
あ
ら
わ
し
て
い
る
と
い
う
ふ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。そ
し
て、
60
歳
以
上
で
は、
高
齢
者
に
對
する
福
祉
保
健
サ
ー
ビ
ス
の
充
実
と
か
安
全
で
安
心
な
ま
ち
づ
くり
な
ど
が
高
く
な
っ
て
お
り
ま
し
て、
年
代
間
で
の
ニ
ーズ
の
違
い
が
端
的
に
あ
ら
わ
れ
た
結
果
で
は
な
い
か
と
い
う
ふ
う
に
お
も
い
ま
す。

次に、3のところ
でござ
い
ます
けれ
ども、
日
ご
ろ
の
活
動
に
關
する
結
果
に
つ
い
て
で
ご
ざ
い
ま
す
けれ
ども、
前
年
度
と
比
較
し
て
特
徴
的
な
も
の
だ
け
を
挙
げ
て
お
り
ま
す
けれ
ども、
地
域
の
治
安
状
況
で
ご
ざ
い
ま
す
が、「よ
く
な
っ
て
い
る」
「ど
ち
ら
か
と
い
う
と
よ
く
な
っ
て
い
る」
と
回
答
さ
れ
た
方
が
10%
ほ
ど
ア
ッ
プ
い
た
し
て
お
り
ま
す。ま
た、
食
材、
こ
れ
は
農
畜
産
物、
水
産
物
で
ご
ざ
い
ま
す
けれ
ども、
「地
元
産
を
意
識
す
る
か」
と
い
う
問
い
に
對
し
ま
し
て
は、「常
に
意
識」
「時
々
意
識
し
て
購
入」
が、
前
年
も
高
か
っ
た
ん
で
す
けれ
ども、
さ
ら
に
増
加
い
た
し
ま
し
て
80%
超
と
な
っ
て
お
り
ま
し
て、
地
産
地
消
の
機
運
の
高
ま
り
が
う
か
が
わ
れ
る
結
果
と
い
う
ふ
う
に
な
っ
て
お
り
ま
す。

以上、特徴的なもの
について
御説明
いた
しま
した
が、
調
査
結
果
の
詳
細
に
つ
き
ま
し
て
は、
先
ほ
ど
御
説
明
い
た
し
ま
し
た
資
料
1
と
い
う
こ
と
で
お
配
り
し
て
お
り
ま
す
の
で、
ま
た
後
ほ
ど
ご
ら
ん
い
た
だ
け
れ
ば
と
い
う
ふ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。県
の
ほう

では、この調査結果を今後の県政運営に生かしまして、県民ニーズに沿った県民目線での施策展開を一層進めてまいりたいというふうに考えております。

県民意識調査の結果につきましては、以上でございます。

○後沢中山間・地域対策室長 中山間地域対策に関連いたしまして、3点、私のほうから続けて説明をさせていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、宮崎県中山間地域対策推進本部の設置についてでございます。常任委員会資料の5ページとなっております。今年度の重点施策の筆頭にも位置づけられてございます中山間地域対策につきましては、非常に幅広い施策分野に対応していく必要があることから、県庁が一丸となって取り組む必要があると認識しております。したがって、中山間地域について総合的な支援施策を講じていくということと、関係部局間の連絡調整や意思の決定の効率的な実施を行うため、先ごろ、県庁全部局から成る宮崎県中山間地域対策推進本部を設置しまして、6月12日に第1回を開催したところでございます。

5ページの資料に沿って中身を御説明いたしますが、まず、どんなことを所掌していくのかということでございますが、資料2でございますが、中山間地域対策の推進に係る総合調整や情報収集、情報交換といったことを行うということで設置してございます。

構成についてでございますけれども、資料3のところでございますが、本部は、知事が本部長、副知事を副本部長としまして、全部長ほか記載してございます計14名のメンバーで構成してございます。本部の下に、各部局で業務上中山間地域対策に関連の深い課の課長計21名で構

成する幹事会を設けるとともに、各地方連絡協議会の会長で組織をする地域委員会、さらにはその下に地域幹事会を設けてございます。このほか、ペーパーのほうには記載してございませんけれども、必要に応じて、主幹クラスで構成するワーキングチームというものを設置することを考えておまして、課題に応じた実務的な検討もできる体制を構築してまいりたいと思っております。

本部で具体的にどんなことをやっていくのかというのを、資料で言いますと6ページにまとめてございます。中山間地域対策室におきまして、現在、この後、御説明します過疎地域等の集落調査ですとか、市町村との意見交換といったものを通じて、課題の整理をしているところでございまして、並行して、庁内各部局との意見交換ですとか、各部局所管の事業の整理といったものを通じて、県庁が持っている中山間地域対策の施策の整理というものをしているところでございます。本部では、これらの作業を踏まえて、中山間地域対策として解決すべき課題と、それに対応する施策の体系化を行って、中山間地域対策の全体設計図をつくりたいというふうに考えております。この全体設計図を前にしながら、全部局協働によって分野横断的な視点で既存施策の整理改善、新規施策の立案ということをやすることで、施策の総合化、すなわち各部施策の整合性がきちんと確保された、全体として過不足のない総合的な政策体系というものを構築することで、県庁総力戦で中山間地域対策、集落対策を実施してまいりたいというふうに考えてございます。その検討結果は当然21年度予算に反映してまいりたいというふうに考えてございます。また、中山間地域対策について、視野を県内に限ることなく、国全体で地域の振興

というものを政策課題として挙げているということもございますので、図の左側に書いてございますけれども、現在、総務省で取りまとめられている定住自立圏構想ですとか、国交省が主体になって進めている21世紀生活圏研究会の検討結果などとも連携しながら、本県の中山間地域対策について検討してまいりたいと思っておりますし、その結果につきましては、中山間地域も含めたこれからの県土構造のあり方の検討、こちらを今後進めていくこととなりますが、こちらにも反映してまいりたいというふうに考えているところでございます。

資料を1点修正をさせていただきたいと思えます。5ページでございますが、設置日を平成20年6月12日としておりますが、正確には、設置は6月9日にしておりまして、第1回の会議を6月12日に開催ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。

中山間地域対策推進本部の設置については以上でございます。

続きまして、集落の現状に関する調査について御説明をさせていただきます。資料、7ページとなっております。昨年度実施いたしました集落の現状に関する調査のうち、特定調査として実施しました集落代表者へのアンケートと集落住民へのアンケートの2つのアンケート調査の結果について、今般取りまとめましたので、御説明をいたします。なお、調査の本体につきましては、別冊となっている資料2及び資料3でつけてございますけれども、集落代表者へのアンケート調査の結果が資料2、集落住民へのアンケート調査の結果が資料3という形で取りまとめてございますが、本日は時間の都合もございまして、こちらの調査結果をさらに圧縮して整理した概要版で説明をさせていただきます。

と思います。その概要版が委員会資料のほうの7ページ以降のものという形になってございます。

まず、過疎地域等集落の現状調査についてでございます。こちらは、集落代表者の皆さんへのアンケート調査の結果となっております。まず、目的につきましては、先ほど部長のほうからも御説明いたしましたが、県内過疎地域等市町村の集落の実態を把握することによって、今後の集落整備のあり方に関する検討の基礎資料を得ること、こちらを目的として実施してございます。調査対象についてでございますけれども、7ページの(3)となっておりますが、条件不利地域の振興を目的とする過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法の4法の適用対象市町村——県内で21市町村ございますけれども——の全集落の代表者等を調査対象としております。調査対象者につきましては、区長ですとか、組合長、班長といった地域の実情を最も把握されている方を対象として実施したところでございます。アンケートの回収率などにつきましては、(5)のところにもまとめてございますけれども、県内21市町村1,146人の集落代表者等に発送いたしまして、回収率は74.1%となっております。

次に、8ページをごらんください。調査結果の概要についてでございます。まず、(1)生活環境等の利便性の重要度についてでございます。この質問は、道路や上下水道などのインフラ整備や、買い物、バスなどの日常生活の利便性の向上、福祉サービスの充実など、集落にとって生活環境の整備や利便性向上などがどの程度必要ですかということについて、「大変重要である」から「全く重要でない」の5段階で調査した結果でございます。結果は、8ページのグラフの

とおりになっておりますが、一番左、黒くなっておりますが、こちらの「大変重要である」としているものと、2番目の薄い網かけの「やや重要である」としたものを合わせた、重要度が高いとされているものの順番に並べてございます。一番重要度が高いものとしては、病院や診療所等の利用が便利になることとして合計で81.2%となっております。続きまして、福祉施設や福祉サービスの利用が便利になるとするもので合計で80.4%、3番手として、近くに働く場所や機会が創出されることということで79.8%という結果になってございます。4番手に高齢者への声かけサービスについて挙がっているということからしても、医療や福祉の充実の重要度が高いということが見てとれる結果となっております。

次に、9ページでございます。集落機能について質問した結果でございます。まず、①社会的共同生活の維持についてというところでございますが、集落における農地や山林の管理や集落道の草刈り、冠婚葬祭など、社会的共同生活の維持の状況について尋ねたところ、「支障が出ている」と答えられた方が60.7%、「支障は出ていない」と答えられた方が33.3%となっております。別冊の本体資料のほうにはまとめてございますが、これを立地ごとに分析してみますと、山間部ほど、また年齢構成で言うと高齢化率が高いほど、集落機能に「支障が出ている」と答えられた割合が高いという結果が出てございます。次に、下の棒グラフでございますが、集落機能に支障が出ている内容についてでございます。支障が出ている機能の内容を見ますと、最も多いものが集落で管理する道路の草刈りなどの共同作業で74.6%、次いで、用水路の清掃などの共同作業で57.7%、3番手として、

集落内での葬儀の実施ということで49.1%となっております。日常生活を支えるための共同生活の維持への危機感がここからうかがい知ることができるというふうに受けとめてございます。

次に、10ページでございます。今後の集落機能について質問した結果でございます。今後の集落機能の維持の状況について尋ねたところ、「現状と変わらない」と答えられた方が19.3%ございましたが、その一方で、「機能が低下する」とされた方が55.7%、「機能が著しく低下する」と答えられた方が18.6%という結果となっております。約4分の3の方が今後集落機能は低下するというふうに回答してございます。これも立地や年齢構成ごとに分析をしてみますと、やはり山間部ほど、また高齢化率が高いほど、集落機能が低下するというふうに答えられた割合が高いという結果となっております。

次に、集落機能を維持する方法についてでございます。先ほど集落機能の質問をしたときに、「機能が低下する」または「著しく低下する」と答えられた方に、今後集落機能を維持する方法として何が最も必要かということを探ねたところ、棒グラフの結果となっておりますが、集落住民の一層の参加による集落機能の維持が大事だというふうに答えられた方が51.0%で最も多くなっておりまして、次いで、行政の積極的な関与が必要だとされた方が39.9%という結果となっております。3番手の他の集落の住民との合同による集落機能の維持とあわせて考えてみますと、集落住民みずからで何とかしたいという意向が読み取れる結果となっております。これは我々もちょっと意外な結果として受けとめておりますが、NPOやボランティアなどの手をかりることについては消極

的な様子が見てとれます。

以上が集落代表者へのアンケート調査の結果でございます。

続きまして、11ページでございますが、過疎地域等集落における住民意識調査、住民の方々へのアンケート調査の結果でございます。まず、調査対象でございます。(3)のところに記載してございますが、先ほどの区長さん方へのアンケートと同様、過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法の適用対象市町村の中から、人口増減率ですとか高齢化率などに着目しまして抽出した特徴的な集落、合計44集落につきまして、その全世帯の方々にアンケート調査を実施した結果でございます。回収率につきましては、(5)にまとめてございます。44集落の1,106世帯に発送いたしまして、回収率は58.2%ということになってございます。

12ページでございます。調査結果の概要についてでございます。まず、集落の生活の満足度についてお尋ねしております。現在の集落の生活に満足しているかどうか尋ねたところ、「満足」が27.5%となっている一方で、「少し不満」が40.8%、「かなり不満」が21.3%と、合計で約6割の方が満足していないという結果となっております。次に、集落の生活の不満内容について聞いた結果でございます。先ほどの質問で「少し不満」または「かなり不満」と回答された方ใดの内容に不満があるのかといったことを尋ねたところ、12ページ下の棒グラフのとおり結果となっております。まず、一番不満だとするのが、病院や診療所などの利便性が悪いとするもので60.1%、次いで、日用品などの買い物の利便性が悪いとされた方が54.8%、バスなどの交通の利便性について悪いとする答えが46.7%といった結果となっております。これを年

齢構成別で分析をしたところ、こちらも別冊のほうでまとめてございますけれども、40歳未満の方々ですと、道路の状況や情報通信の環境が悪いといった不満内容が上位に見られる一方で、85歳以上の方については、病院や診療所などの利便性や、銀行や郵便局など金融機関の利便性が悪い、バスなど交通の利便性が悪いとする答えが他の年代に比べてかなり高いなど、年齢層ごとに不満の内容、ニーズが異なるということが見てとれる結果となっております。

続きまして、13ページをごらんください。今後の居留意向についてでございます。まず、①でございますが、将来、おおむね10年後の居留意向についてでございます。現在住んでいる集落が仮に今の状態のままであったとして、今後10年程度住み続けたいかどうかということをお聞きしたところ、「住み続けたい」とされた方が70.6%と圧倒的に多く、「わからない」とされる方が14.8%、「住み続けたくない」が11.1%、「子供たちに呼ばれたら転出したい」とされた方が6.9%という結果になってございます。集落の状態が維持されているという前提ではあるものの、大多数の方が今の集落に住み続けたいという意向をお持ちだという結果がはっきりとあらわれてございます。

次に、住み続けたい理由についてでございます。先ほどの質問で「住み続けたい」と答えられた方につきまして、住み続けたい理由を尋ねた結果でございます。最も多いのは、山や川などの自然環境がよいとされた方で68.4%、次いで、先祖から引き継いだ家や土地を守る必要があるとされた方が60.2%、3番手として、住んでいる人の人情や気風がよいとする答えが49.2%という結果となっております。ふるさとへの積極的な評価と、先祖や家への義務感とか責

任感という理由が相半ばするという様子が見てとれる結果となっております。

次に、14ページでございます。「住み続けたくない」と答えられた方について、なぜ住み続けたくないのかと聞いた結果でございます。まず、1番手としては、日常生活が不便だからと答えられたのが76.7%で圧倒的に多いという結果となっております。次いで、地形的に災害発生のおそれがある、仕事など将来の見通しが不安であるといった結果となっております。

続きまして、15ページをごらんください。定住促進のための改善点についてでございます。地域に若者や後継者が定住するためには地域のどのような点が便利になればいいと思うかということを探ねたところ、グラフのとおり結果となっております。一番高かったのが、近くに働く場所や機会が創出されることだとする答えでして、57.9%という結果となっております。これに次いで、病院や診療所などの利便性が高まることだとする答えが43.0%、道路の状況が改善されることだとする答えが32.0%という結果となっております。ここでも病院や医療の問題というのが出てきておりますが、若者や後継者が定住をしてもらうためには、まずは食べていけることが重要だという認識を持たれているということがはっきりとあらわれている結果となっております。

以上が調査結果の概要でございます。

なお、これら2つの調査の中で自由意見として、集落が住みやすくなるため、また活性化するために、今後、県や市町村に取り組んでもらいたいことですか、日ごろ感じておられることなどについて記述してもらったところがございまして、その中から主な意見を先ほど御紹介した資料2、資料3の別冊のほうに分野別に整

理して記載しております。内容の説明については量も多いので省略させていただきますが、道路の整備や災害対策が必要、働く場所や機会が必要、医療・福祉、交通の利便性、情報通信、鳥獣被害対策など幅広い分野についてさまざまな課題や要望が出されているところでございます。後ほどごらんいただければと思います。

以上、2つの調査結果を御説明いたしました。今後、この調査結果も踏まえながら、関係部局や関係市町村と連携しながら、中山間地域対策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。調査結果の説明は以上でございます。

続きまして、私のほうから最後になりますが元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称の募集について御説明いたします。資料で17ページとなっております。本県の中山間地域、本県には限りませんが、過疎化、高齢化などが進行して非常に厳しい状況にあるというのは周知のところでございます。これら高齢化が進行し、集落機能が低下した集落というのは一部で、学術上の用語としてはございますが、限界集落と呼ばれていたりもしますが、この限界という言葉は、地域に残って地域を守り、また地域みずからの活性化に一生懸命取り組んでおられる住民の方々の意欲や活気を奪うというばかりではなく、都市住民に中山間地域に対する誤ったマイナスの意識、イメージを与えるということが危惧されるというふうに考えてございます。

そこで、今般、地域の活気と地域住民の意欲を高めて、新たな希望を持っていただくということと、都市住民に中山間地域への理解と関心を高めていただくために、中山間地域において元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称を募集することとしたというものでござ

います。6月12日に知事より発表をいたしまして募集を開始したところでございますが、新聞などメディアに幅広く取り上げていただきまして、そのこと自体は非常にありがたいのですが、今回募集する新たな呼称は、一部報道で、限界集落という言葉の言いかえだという趣旨の報道もされているところでございますが、我々の意図しているところは正確にはそういうことではございませんで、限界であるとかないとかいう議論ではなくて、中山間地域で元気な集落づくりに取り組んでいる集落に新しい名前をつけてあげて、元気な集落づくりを全県的に展開していく取り組みの第一歩と、この後の展開の第一歩というふうに位置づけているものでございます。確かに、集落機能が低下した集落をどう維持していく、存続させていく、さらには活性化させていくのかという困難な課題から目をそらすべきではありませんが、今回の募集は、これまで限界集落という言葉に代表される中山間地域に対するマイナスイメージとは決別をして、前向きな明るい新たな概念で中山間地域をとらえ直して、限界集落の有無や、その数が幾つだとかいう議論が先行してきた中山間地域について、今後は、元気な集落づくりに取り組む集落の数とか、そういうことで議論していこうという試みでございます。中山間地域で元気な集落づくりに取り組む集落をふやしていくことによって、本県の中山間地域の活性化を図っていききたい、そういう取り組みの一環ということで考えてございます。募集資格は、本県を愛する方ならだれでもいいですということにしておりまして、8月末日まで募集してございます。その他詳細は17ページの資料に記載しているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○**渋谷総合交通課長** 国際定期便宮崎—台北線開設記念訪問団の結果についてであります。

資料、19ページをごらんください。本県の国際線といたしましては、宮崎—ソウル線に次いで2路線目となります宮崎—台北線の就航を記念いたしまして、本県と台湾との一層の交流拡大を図るため、知事を初め、県議会、関係団体の代表者等から成る訪問団が6月1日から4日までの日程で台湾を訪問いたしました。

概要につきましては、3のとおりであります。

(1)に示しておりますとおり、訪問団は、台湾の政府関係機関、エバー航空を表敬訪問いたしまして、定期便開設のお礼を伝えるとともに、台湾との交流促進と定期便の定着、発展に向けた協力を依頼しました。具体的な訪問先につきましては、表のとおりでありますけれども、いずれでも、宮崎のマンゴーとか知事のトップセールスが話題に上りまして、宮崎—台北線の成功と相互交流の促進について期待する御意見をいただいたところであります。また、(2)の特別企画といたしまして、独身男女各18名による「台北出合いの旅」を実施いたしまして、一定の成果を得たところであります。そのほか、商工観光労働部におきましても、知事による県産品のトップセールスなど観光物産PRを行いまして、台湾のマスコミでも大きく取り上げられたところであります。

なお、台北線の利用状況についてであります。6月1日の第1便就航から6月22日まで、7往復しておりますけれども、利用状況は63%となっております。今後の予約状況はよいというふうに聞いております。県といたしましては、宮崎—台北線の円滑な就航と早期の定着に向け、利用促進と相互交流に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○高原生活・協働・男女参画課長 宮崎県男女共同参画センターの指定管理者第二期指定手続等について御説明いたします。

委員会資料の21ページをごらんください。まず、指定管理者第二期指定の対象施設でございます宮崎県男女共同参画センターは、1の(1)及び(2)に記載しておりますとおり、男女共同参画社会づくりの推進拠点として、男女共同参画に係る情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的としておりまして、県庁9号館に設置しております。

次に、第一期指定管理者の管理運営実績についてでございます。男女共同参画センターについては、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。2に記載しておりますが、これまでの管理運営実績については、(1)の指定管理業務の概要についてでございますけれども、現在、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構が指定管理者となっておりまして、指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間となっております。また、業務といたしましては、施設の利用に関する業務、情報提供、啓発、相談、交流などの男女共同参画社会づくり事業に関する業務、施設の維持及び保全に関する業務等を行っております。

(2)の施設利用状況につきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度におけるセンター利用者数8,128人に比べまして、平成18年度は1万1,928人、平成19年度は1万2,870人と、50%以上増加している状況でございます。また、(3)の施設収支状況につきましては、平成17年度は委託料3,733万5,000円でありましたが、平成18・19年度は、指定管理料2,603万9,000円に

若干の自己資金を加えた額となっており、約1,100万円の経費の削減が図られたところでございます。(4)の施設運営状況についてでございますが、施設管理者による利用者の利便性やサービス向上を図る主な取り組みといたしまして、開館日の増加、開館時間の延長、センター運営評価委員会の開催、講座等への参加者にアンケート調査を実施するなどが挙げられます。

22ページをごらんください。(5)の評価でございますが、現在の指定管理者による管理運営につきましては、利用促進のための広報・PRなど、利用者サービスの向上や利用者増を図るための積極的な取り組みにより、施設利用状況は高い実績をおさめており、利用者の満足度もおおむね良好で、財政面につきましても、適正かつ安定した運営管理が行われていると認められます。また、指定管理者制度の導入の効果といたしましては、特に財政支出の縮減、利用者サービス向上や施設利用者の増加等において大きな効果があらわれていると考えております。

続いて、3の第二期指定管理者の募集方針(案)についてでございます。第一期における管理運営実績等を踏まえまして、募集方針(案)を定めております。業務の内容は現在と同様とし、指定期間については、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間としております。基準価格につきましては、第一期の指定管理者に係る決算の状況を踏まえまして、民間の賃金上昇率などを加味した上で、0.8%増の年額2,623万6,000円、3年間の指定管理期間の総額は7,870万8,000円としております。指定管理者の募集につきましては、募集期間を7月10日から9月10日までの2カ月間といたします。そして、県公報、県庁ホームページ、新聞、テレビ等の広報媒体により広く周知してまいりたい

と考えております。また、募集要領等について詳しく説明するために、現地説明会も開催する予定としております。(5)の指定管理者に応募するための資格要件といたしましては、県内に事業所等を有する法人その他の団体であることや、地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札の参加資格がないと認められる者ではないことなどの項目を設けております。

(6)の選定につきましては、第1次審査におきまして、申請書類に基づき資格審査を行った上で、第2次審査といたしまして、指定管理者候補者選定委員会においてヒアリング等を実施した上で審査を行い、指定管理者候補者を選定することとしております。選定委員会の委員構成については②のとおりでございます。

23ページをごらんください。(7)の選定基準・配点についてでございます。選定基準は、この表の左側の欄でございますが、①住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえ、センターの設置目的にかなった運営が行われること、②の事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するものであることなど、4つを選定基準といたしまして、それぞれについて審査項目を定めております。右側の欄に書いてございます配点により審査選定を行うこととしております。なお、この募集方針案につきましては、去る13日に第1回目の指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、内容を御審議いただきまして、御了解、御了承をいただいたところでございます。

最後に、4のスケジュールについてでございます。先ほど申し上げましたとおり、7月から2カ月間募集を行った上で、10月初旬に2回目の選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定いたします。その後、11月定例県議会におい

て御審議いただきまして、議決を得ることができましたら、指定管理者を指定することといたしております。

生活・協働・男女参画課からの報告は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 私のほうからは所管する2つの財団法人について御報告いたします。

資料は提出報告書の25ページをお開きください。まず、財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況についてであります。

1の事業概要ですが、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としてその役割を十分果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、県民の文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、管理運営に努めたところであります。

次に、2の事業実績の(1)県立芸術劇場の指定管理業務をごらんください。県との協定に基づきまして、ホール等の貸し館業務、施設設備の維持管理を行うとともに、宮崎国際音楽祭を実施し、多くの県民の方々に御鑑賞いただいたところです。事業費は5億4,233万8,000円となっております。次に、(2)県立芸術劇場の指定管理業務(自主文化事業)をごらんください。劇場の3つのホールの特性を生かしながら、劇場が主催者としてさまざまな事業を実施したところですが、①招聘公演事業では、国内外の多様な水準の高い舞台芸術を招聘し、鑑賞の機会を提供ということで行ったところであります。②の自主企画制作公演事業では、劇場の職員みずからアイデアを出しまして、県出身の音楽家などに公演の機会を提供したところでありま

す。26ページですが、③教育普及事業では、初心者等を対象としましたオルガン講習会、鑑賞教室などを実施し、県民のための幅広い舞台芸術の教育普及に努めたところであります。事業費のほうは25ページですが、9,044万3,000円となっているところでございます。

次に、27ページ、3の貸借対照表の(1)総括表をごらんください。劇場では、この表の一番上の欄にありますとおり、一般会計と特別会計に区分し、会計処理を行っているところでございます。一般会計は、劇場の管理運営並びに宮崎国際音楽祭など、県からの委託を受けて実施した事業の収支を処理しております。特別会計は、劇場が主催者として実施する自主文化事業の収支を処理する会計であります。

芸術劇場の期末の資産状況であります。この表のⅠの事業活動収支の部をごらんください。1の流動資産及び2の固定資産を合わせまして、資産の合計は、2会計の合計で21億157万9,657円となっております。主なものとしましては、1の流動資産では、2つの会計とも支払い等のための現金預金、2の固定資産では、一般会計の財団の基本財産や特別会計の特定資産としての文化事業預金等であります。次に、Ⅱの負債の部をごらんください。負債合計は、負債合計欄にありますように、2会計の合計で1億7,538万575円となっております。主なものとしましては、一般会計の未払い金がありますが、これは、芸術劇場の警備や清掃業務、設備の保守点検などの委託料、音楽祭のための広告宣伝費などが3月末時点で未払いとなっていることによるものです。また、Ⅲの正味財産の部ですが、正味財産合計は、Ⅰの事業活動収支の部の資産合計21億157万9,657円からⅡの負債の部の負債合計1億7,538万575円を差し引いた19億2,619万9,082

円となっております。

28ページと29ページに、各会計ごとに前年度と対比したものを掲載しておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次に、30ページをごらんください。Ⅳの正味財産増減計算書の(1)総括表であります。正味財産は、Ⅰの一般正味財産増減の部とⅡの指定正味財産増減の部に分けて計上しておりますが、当期一般正味財産増減額は、3つの会計合計で1,928万1,882円の増となっております。また、当期指定正味財産増減額は、3つの会計合計でマイナス5,513万3,783円となっております。これは、主に自主企画文化事業の財源として文化事業預金を取り崩したことによるものでございます。

なお、この表では、先ほど御説明しました一般会計と特別会計に加えまして、収益会計の部がありますけれども、この収益会計につきましては、平成17年度まで劇場のほうで施設使用料徴収に係る収入証紙販売の手数料を得ておりまして、その手数料などを収益会計で処理しておりました。平成18年度に当財団が指定管理者になったことに伴いまして、施設使用料は財団が直接現金で徴収できることになったために、収益会計の区分は18年度から19年度にかけまして廃止することとし、19年度末でこの収益会計は完了したというところでございます。

なお、31ページから33ページに、各会計ごとに前年度との対比で掲載しておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

34ページの5の財産目録でございます。先ほど御説明いたしました貸借対照表と数字等が重複いたしますので、これも説明を省略させていただきたいと思っております。

続きまして、35ページでございます。平成20

年度事業計画についてであります。県立芸術劇場は20年4月1日から、ネーミングライツによりまして、メディキット県民文化センターと称することとなりましたが、劇場としましても、あらゆる機会を通じまして、その名が定着するよう努めることとしているところです。1の基本方針ですが、19年度と同様に、劇場の指定管理者として財団設立の趣旨にのっとりまして、劇場が真に県民文化の活動の拠点として機能するよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施していくとともに、県民が積極的に創作・発表活動の場として利用できるような管理運営を行うこととしております。

次に、2の事業計画をごらんください。各業務の項目としましては、19年度と同様でございます。(1)にありますように、ホール等の貸し館業務、施設設備の維持管理、宮崎国際音楽祭を実施するとともに、(2)のと通りの自主文化事業を実施することとしております。これによりまして、国内外の質の高い音楽や演劇などを広く県民の皆様に鑑賞していただき、さまざまな文化活動の発表や練習の場として積極的に利用していただきたいと考えております。ここに書いておりませんが、①の招聘公演の主なものとしましては、12月にロンドン交響楽団による演奏会などを予定しているところでございます。

次に、37ページをお願いいたします。3の収支予算書の(1)総括表でございます。まず、Iの事業活動収支の部の1の事業活動収入につきましては、一般会計、特別会計の合計で8億8,344万8,000円を計上いたしております。一般会計の主なものとしましては、管理事業収入、これは利用料金などでございますが、それから宮崎国際音楽祭の受託事業収入、県補助金等収入、これは県からの指定管理料でございますが、

そういうものでございます。特別会計では、事業収入、これはチケットの販売でございますが、及び当財団の基金取り崩し収入を充てております。また、これに伴う支出としましては、2の事業活動支出の計のとおり、一般会計、特別会計の合計で8億8,254万8,000円を計上しております。一般会計の主なものとしましては、芸術劇場職員の人件費、施設の管理事業費、音楽祭事業費、特別会計では、財団の自主文化事業のための事業費などとなっております。

なお、38ページと39ページに各会計ごとに掲載しておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

引き続きまして、財団法人国際交流協会の経営状況について報告したいと思います。

資料は報告書の41ページでございます。まず、平成19年度事業報告であります。1の事業概要ですが、国際交流協会におきましては、本県の国際化と地域の活性化に寄与することを目的としまして各種の事業を行い、本県の国際交流の推進に努めたところであります。

次に、2の事業実績ですが、大きく分けて5つの事業を行っております。主な事業について説明いたします。まず、(1)の交流推進事業としまして、県民と在住外国人との交流会や、国際交流ボランティア養成講座等を開催したところであります。次に、(2)の情報提供事業としまして、機関誌「サウスウインド」や「国際プラザニュース」の発行、インターネットによる各種情報の提供等を行っております。昨年度は、英語版、中国語版に加えまして、韓国語版のホームページを新設し、その充実を図ったところであります。

42ページをお開きください。(3)の在住外国人支援事業としまして、在住外国人が安心して

暮らせることを目的とした在住外国人のための法律相談や、5カ国語での生活相談、日本語講座、また県民が在住外国人をより支援しやすくするための日本語ボランティアの養成講座等を行ったところであります。(4)の国際化推進事業としましては、国際交流・協力活動に対する助成や、国際協力専門家等による国際理解を深めるための講座や、地域におきます国際化推進の中核となるリーダーを養成するための講座を開催したところであります。また、ブラジルやアメリカにある在外県人会への助成を実施したところであります。(5)のその他の事業ですが、旅券の作成関連業務等を受託しております。ちなみに、平成20年4月からは旅券事務のほうは県の直営で実施することとしたところであります。

次に、43ページをごらんください。3の貸借対照表であります。これは、19年度末現在の宮崎県国際交流協会の資産・負債及び正味財産の状況を表示しております。Iの資産の部であります。1の流動資産及び2の固定資産を合わせますと、資産合計に示すとおり、5億5,649万9,593円となっております。主なものとしましては、1の流動資産では、支払い等のための現金預金755万5,470円、2の固定資産では、(1)基本財産としまして、投資有価証券、定期預金の合計、5億4,360万円であります。次に、IIの負債の部であります。負債合計は、流動負債の未払い金と預かり金を合わせました1,075万40円あります。これは、プロパー職員の退職金や需用費・役務費等の未払い金及び職員の社会保険料等の預かり金であります。今御説明しました資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は5億4,574万9,553円あります。

44ページをお開きください。4の正味財産増

減計算書であります。Iの一般正味財産増減の部の1の経常増減の部の(1)経常収益であります。主なものとしましては、①基本財産運用益の624万4,144円、④の受託金収益としまして、旅券事務に関する県からの受託金等の6,624万7,058円、⑥引当金取り崩し額の743万8,938円等、①から⑥までのそれぞれの額を合わせた経常収益計が8,573万7,188円となっております。一方、(2)の経常費用につきましては、①事業費、②管理費、45ページの表の③引当金繰入額を合わせた経常費用の計は8,606万1,720円あります。45ページの経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス32万4,532円あります。これに経常外費用を合わせました当期一般正味財産増減額は、マイナス33万7,346円となっております。

次に、46ページの5財産目録であります。先ほど御説明いたしました貸借対照表と重複をいたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、47ページをごらんください。平成20年度の事業計画についてであります。19年度と同様の計画となっておりますが、1の基本方針に基づきまして、2の事業計画にありますとおり、(1)の交流推進事業、(2)の情報提供事業、(3)の在住外国人支援事業、48ページを開いていただきまして、(4)の国際化推進事業、(5)のその他事業ということで、5つの柱を立てまして各種事業を推進し、本県の国際化と地域の活性化を図っていくこととしております。

49ページをお開きください。3の収支予算書であります。①から⑦までの各収入を合わせた事業活動収入計は4,793万3,000円あります。主な収入としましては、①の基本財産の運用収入と④にあります県からの事業受託に伴う収入であります。平成20年度から旅券事務が県直

営になったことに伴って、前年度に比べて2,973万8,000円の減となっているところでございます。また、これに伴う2の事業活動支出であります。①事業費支出と②管理費支出の合計は4,773万2,000円であります。

国際交流協会の経営状況につきましては、以上であります。

なお、先ほど説明しました旅券事務についてですけれども、お手元に黄色い紙を配付しておりますが、パスポート窓口新設のお知らせということで、7月1日から、日南、小林、高鍋の3カ所を増設し、宮崎パスポートセンター及び5カ所の出先機関で発給事務を行うことにしております。日向の旅券の窓口につきましても、できるだけ早い時期での開設ということで現在検討を進めているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○渡邊情報政策課長 地上デジタル放送の現状について御説明いたします。

常任委員会資料の25ページをお開きください。まず、1の概要についてであります。地上デジタル放送は、世界的な流れとしまして、電波資源の有効利用などを目的として開始されたものであります。(1)の地上デジタル放送の特徴といたしましては、主なものとして、高画質・高音質の放送、データ放送など、そこに記載の5つの特徴が挙げられます。(2)の現在の視聴エリアでございますけれども、本年4月現在、県内の約87%の世帯で視聴が可能となっております。また、現在のアナログ放送は平成23年7月24日までに終了する予定であります。

28ページをごらんいただきたいと思っております。参考資料1、ここに現在の視聴エリアを放送エリアマップに示しております。また、参考資料2に、中継局の開局状況、予定状況も含めてで

すけれども、示しております。

再度25ページにお戻りください。次に、2のデジタル化に当たっての対応等についてであります。まず、(1)の一般的な対応でございますが、各家庭におきましては、地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応のテレビへの買い換え、または既存のテレビにデジタル放送用のチューナーを取りつけることが必要となってきます。また、ケーブルテレビに加入している世帯ではデジタル放送への契約変更が必要となります。次に、(2)の共同受信施設で視聴している地域についてでございますが、この地域につきましては、(1)の①の対応に加えまして、移設または改修が必要となります。現在県内にはNHK設置の共同受信施設が180施設、NHK設置以外のものが344施設ございます。29ページのほうに市町村ごとの受信施設の一覧をお示ししております。

26ページをごらんください。(3)の問題点でございます。まず、①ですが、NHK設置以外の共同受信施設につきましては、その移設または改修に多額の自己負担が生じるということでございます。経費としましては、そこに示しております総額経費で110万から930万かかるということで想定されております。次に、②ですが、新たな難視聴地域が発生するという問題がございます。これにつきましては、30ページ、参考資料4で御説明したいと思っております。まず、アの新たな難視世帯1,780世帯についてでございますが、この世帯は、現在、家庭用のアンテナでテレビを視聴できておりますが、地上デジタル放送に変わりました場合には、より高性能なアンテナへの交換、または、その図にも示しておりますように、共同受信施設の新設が必要となるものでございます。次に、イのデジタル化困難

共聴世帯2,010世帯についてでございますが、この世帯は、現在、共同受信施設でテレビを視聴しておりますが、地上デジタル放送に移行した場合については、現在の受信点では視聴が困難となり、図に示すように、より高い場所への移設をする必要があるものでございます。なお、今申しましたア及びイの共同受信施設の新設・移設につきましては、NHKにおきましては自主改修、その他のものについては国の補助制度等により対応することとなります。また、ウのアナログ放送も難視世帯2,120世帯でございます。これは、現在、アナログ放送についてもテレビが見れず、また当然地上デジタル放送についても視聴できない世帯でございます。これにつきましては、今、国への要望「みやざきの提案・要望」の中で、右の図に示しておりますように、衛星放送を利用した受信を要望いたしております。なお、これらアからウの場合につきましても、各家庭におきましては、地上デジタル放送対応テレビへの買い換え、または既存のテレビにデジタル放送用チューナーの取り付けが必要となっております。

26ページにお戻りください。③の経済的弱者への対応についてでございますが、これにつきましては、②とあわせて国へ要望いたしております。なお、今、新聞情報によりますと、総務省内において、地上デジタル放送が視聴できる簡易チューナーとか対応アンテナを生活保護世帯に無料で現物支給するなどのことが検討されているようでございます。

次に、3の最近の状況であります。まず、(1)の国の補助事業につきましては、表に記載のとおり、「みやざきの提案・要望」など、さまざまな機会をとらえて陳情を行いました結果、本年

度は補助率が3分の1から2分の1になるなど、事業の改善が図られたところでございます。しかしながら、この改善につきましても、残り2分の1については依然として多大な自己負担があるため、十分な対応とは言えない状況であります。そのため、引き続き国に対して制度のさらなる改善を要望いたしております。

次の27ページをごらんください。(2)のその他の措置についてであります。①の衛星によるセーフティーネットであります。これは、従来のアナログ放送では受信できましたが、アナログ放送終了の段階で地上デジタル放送が受信できない地域に対して、衛星により在京キー局の番組を放送することが検討されております。また、②のとおり、国は経済弱者等への対応として、地上デジタル放送に対応する安価なチューナーの開発についてメーカー各社に協力を要請しております。最後に、(3)の県の対応についてであります。県といたしましては、①のア、イ、ウにも示しておりますが、「みやざきの提案・要望」の中で、十分な予算の確保や支援措置の拡充、経済的弱者への対応などのほかに、従来のアナログ放送の難視聴地域の方につきましても、その解消についてあわせてお願いしているところでございます。④でございますが、本年度からNHKの協力によりまして、地区住民の組合が設置した施設につきましても、改修等を行う上で必要な地上デジタル波が受信できるかどうかという受信点調査を実施していただくこととなりました。県といたしましても、市町村からの要望の取りまとめを行うなどしまして、円滑な調査の実施に向けて支援を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時26分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

財団法人県立芸術劇場並びに県国際交流協会についての質疑のみを午前中にやりたいと思いますので、何か質疑ございましたらお願いいたします。

○中野廣明委員 芸術劇場、いろいろ委託なんかがありますけれども、最終的に県の補助金というか、県から出している金は特別会計も含めて今幾らですか。

○丸山県民政策部長 今回の説明の中でございましたように、18年度から22年度まで、指定管理者として指定管理料を計上しています。5年間合計で24億4,000万弱です。

○井上委員 県の芸術劇場については確かに以前よりも、出費が勘案されたというか、考えて出費していただいているというだけども、ずっと県立芸術劇場があり続けるための方策、これをきちんと県民の皆さんが納得していただけるようにしていかない限りは、国際音楽祭イコール県立芸術劇場だけではだんだん難しくなっていくのではないかという気がしてならないわけです。今度も補修費というのが要りますね。先日、常任委員会の調査で説明をいただいたとおりですけれども、私もあのときに申し上げましたとおり、県民から愛される施設になっていただくということが大事だと思うんです。一回つくとどんどん老朽化していくわけですから、そのためのまた費用がかかっていくということは絶対に明らかなわけです。今回も事業が4事業ぐらい減っているというのなんかもあるわけですがけれども、もっと教育委員会と協力をしていただいて、県内の子供たちが県立芸術劇場に必ず年に何回かは、無料かもしれないけ

れども、行くという、県立芸術劇場が自分たちのものであるという実感を持ってもらうための何かそういう方策をこちらのほうからも求めていく必要というのがあるんじゃないかというふうに思うんです。確かに学力の向上もしないといかん、あれもしないといかん、これもしないといかんという、教育委員会も厳しいかもしれませんが、もっと工夫された形で教育委員会が県の芸術劇場を活用するということができないものかどうか、その議論はされているかどうか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 教育委員会との連携といいますか、音楽祭を引き合いに出しますと、子供のための音楽会ということで音楽祭の中に一つのプログラムを入れまして、やっておりますが、その際は、教育委員会のほうに、子供たち1,800名の取りまとめをお願いして、劇場のほうに連れてきてもらうというようなことは一つやっております。それと、学校に事業を案内するとかいうような形で、劇場のほうに来やすくするという視点ですけれども、今回私のほうで私学のほうも担当することになりまして、今後は、私学のほうだけでもせめて催しの案内をするというようなことはやっていこうと、既に一つ、そういう動きがありまして、私学のほうにお願いするとかやっておりますが、今後、県の教育委員会のほうにも積極的に呼びかけたいと考えておるところでございます。

○井上委員 ストリート音楽祭というのは、国際音楽祭のときの一つの力をパワーアップするには大変有効だったというふうに私は思うんです。あれは、身近に現実音楽に触れることができる、そして、高い費用を負担しなくても聞けるという、物すごいメリットというのがあ

るんです。確かにあれを開催するのは大変かもしれませんが、4万2,000人と言われていたのに、議場では知事は5万人と言われてたぐらい、オーバーなぐらい言われたわけですが、もっとそこあたりを含めて、国際音楽祭をもっとみんなの身近に感じられるもの、ストリート音楽祭を含めてもっと考えていくということをやっていたら、もっともっと違うんじゃないかと。国際音楽祭に行けるような、宮崎県内の人ばかりじゃないので、かかる費用、費用対効果という観点から考えると、脆弱な県財政の中で抱えている施設としては大きい施設なので、やはり内容的な工夫というのを今後し続けていかないと、なかなか難しいのかなというふうに思いますので、今後の国際音楽祭のあり方については、今議会でも質問が幾つか出ておりましたので、その辺を勘案していただくということは必要なのではないかと思います。

○福村文化文教・国際課長 まず、ストリート音楽祭につきましては、今回初めて野外でできたということですが、従前、劇場の中だけで音楽祭をやるということについて、いろいろ御意見等がありましたので、劇場のほうとしましても、野外でやりたいというようなことを思っていたんですが、ストリート音楽祭については、実行委員会という形でまちづくりの視点でスタートしたところもあるんですが、ストリート音楽祭の実行委員会と劇場も連携をとりまして、今回、ストリート音楽祭の一部に、「兵士の物語」というような、デュトワさんが指揮をしてやるようなものを入れ込んだところでございます。県民を巻き込むという意味でストリート音楽祭は非常に意義があると思っています。従前、ボランティアのグループもありまして、ボランティアの方たちも、街角、カリーノの前と

かそういうところで一部やっておりましたが、それは今もやっておるんですけれども、こういう大がかりなストリート音楽祭という形でやりますと、県民を巻き込むという意味合いで非常に意義があると思っていますので、こういうストリート音楽祭などはぜひ劇場のほうとしても、県としましても、盛り上げていかないかんという立場です。

○鳥飼委員 関連してお伺いします。部長も来ておられたけれども、ホルストの「惑星」を初めて私は聞いたんですけれども、満行委員は何回か聞いていたということなんですけれども、感動することが大変多かったわけです。また、ストリート音楽祭にも行って、自転車で出てきて、うろうろして、聞いて帰ったんですけれども、すばらしいことだというふうに思っています。今出たように、僕らの時代とするとちょっと違うのかもしれないんですけれども、生の音楽に子供の時代に触れるということの感動というのが、感性を磨いて、音楽や文化に対して感動を持って、勉強もしていくということにつながるのではないかとこのように思っていますので、課長がおっしゃられましたけれども、ぜひ一歩踏み出していただきたいということをお願いしておきたいとします。

そこで、都城とか、いろいろ立派なホールもできてきたんですけれども、その辺との連携ですね。この芸術劇場が県民に愛されるといいですか、言われたように、そういう施設になっていくためには、リードをしていくといいですか、文化行政としても当然求められていくことだろうと思うんですけれども、現状とその考え方を聞かせたい。

○福村文化文教・国際課長 市町村のホールとの連携は、劇場のほうで年1回程度、ホール担

当者、館長も含めまして、集めまして、その年にやるその館での催し物とか、そういうものの情報交換をしています。劇場としても、そういうホールに対して積極的に情報提供をするというような事業をやっております。それから、県のほうとしましても、これは教育委員会と一緒にやっているんですが、市町村の文化担当課長会議を実施しまして、今回、新規事業もいろいろ予定しておりますけれども、そういうものを紹介いたしまして、ぜひ市町村でやりませんかとかいうような情報交換はやっておるところでございます。市町村の反応もよくて、ぜひうちでやりたいとか、そういうところも出てきております。

○鳥飼委員 貸し館事業だけだったら、楽は楽なんでしょうけれども、それだけではホールを持つ意味がありませんので、自主事業をどうやって運営をしていくかというのは、それぞれのホールに問われていることだろうと思うんです。そういう意味では、リーダーといいますか、そういうことで今後も、既に指定管理者としてお願いはしてあるんですけれども、いろんな機会を通じて、また文化の薫り高い課長が就任されたので、ぜひ牽引をしていっていただければというふうに思いますので、これは要望にかえておきます。

○黒木委員 私は所管じゃなかったものですかから……。メディキット県民文化センター、「メディキット」が先についたのは何でだったんですか。

○福村文化文教・国際課長 公立施設に民間企業の名前をつけてやるというのが、地方自治体の財政難からそういうのがはやっているといいますか、そういうのが一つの手段になっているんですが、今回は芸術劇場につきまして、ネーミングを売却するというか、名前をつけて企業

の宣伝に使っていいですよというスタンスで公募をかけました。応募があったところがメディキット、医療関係の会社ですが、そこがうちの会社の名前をつけてほしいということで申し込みがありまして、年間2,000万ですけれども、県のほうでいただきまして、あそこの施設をメディキット県民文化センターと呼ぶと。その愛称を県としては定着させる義務を負っているわけです。現在も既に玄関とか周りの施設案内とか、すべてメディキット県民文化センターという表示をして、定着に努めているところです。

○黒木委員 何年とか期限はあるんですか。

○福村文化文教・国際課長 期限は、3年間ということで契約しております。

○黒木委員 継続することも、それ以降もいいということですね。

○福村文化文教・国際課長 3年でまた名前が変わるということになりますと、県民のほうも混乱しますので、できれば県としては、継続してその次もとっていただきたいというふうに考えています。

○黒木委員 芸術劇場に理事会と委員会、2つあるようですが、委員会としてはどういうことを分けてしてあるんですか、人数的には。

○福村文化文教・国際課長 理事会のほうは、普通いろいろ財団の法人にある理事会、県議の先生からもお二人入っていただいた理事会がございまして。委員会といいますのは、協議会と呼んでいるんですけれども、劇場がことし何をするかとか、そういう催し物の吟味をしていただく機関として持っておるんですけれども、いろんな大学の先生とか、音楽関係者とか、そういう方たちに入っていただきまして、劇場の事業についての御意見をいただくというような会は持っているところでございます。

○中野一則委員 国際音楽祭のことについてお尋ねしますが、この国際音楽祭の総体の経費が幾らかかったのかということと、うち県費が幾ら使われているかということ、入場者数が昨年度8,946名おられますが、市町村ごとの人数というのはわからんものでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 音楽祭の経費ということでよろしいでしょうか。12回の開催経費が1億4,572万559円、これは19年度の経費としてお考えいただきたいんですけども、19年度で12回の開催経費と13回の準備経費がございます。13回の準備経費のほうは5,059万5,763円かかっておりまして、開催経費と準備経費を合わせまして19年度の決算として出ているんですが、1億9,631万6,322円ということが音楽祭の経費の決算額となっているところでございます。

県費のほうが開催経費に8,035万2,000円、準備経費のほうに5,062万9,000円、合わせまして1億3,098万1,000円が委託料として入っております。

○中野一則委員 後で書類を下さい。

一般質問で武井議員が国際音楽祭についていろいろ質問をしておりましたが、特に内容が不透明である、いろいろと開示されていないという質問でありましたが、そういうやり方というのが一般的なんですか。他の音楽祭が各県それぞれあると思うんですけども、そういう支出の仕方なんですか。

○福村文化文教・国際課長 大規模な音楽祭になりますと、いろいろ有名な音楽家等が入ってきまして、武井議員がおっしゃったような、個人の報酬が幾らだったとか、そういうのはほかの音楽祭でも聞いたことはございません。大体うわさ話で幾らもらっているというようなことは聞くんですけども、それが公の数字として

幾ら支出したとか、そういうのは明らかにされていないと思います。ゆふいん音楽祭を引き合いに出されましたけれども、非常に小規模で事業規模も500万程度と、地元の方たちが実行委員になっておりましてやっておられるというようなどころでは、地元の人たちが幾ら払うとか、そういうのは公になっていると思うんですけども、こういう大規模なもので有名な音楽家たちが来るものについては明らかにしていないと思うんですけども。

○中野一則委員 情報開示がされていないということは不可解な気がいたしました。それが社会通念であればいたし方ないと思います。

国際交流協会のことについてですが、プロパー職員がやめられたということで、740万何がしかの支出がされておりますが、プロパーの職員の方がほかにもいらっしゃるわけですか。

○福村文化文教・国際課長 この方は、1人、プロパーで雇っておったんですけども、20年何年勤められて、今回、県の直営ということと、本人の定年もありまして、やめられたんですけども、今、協会のほうにはそういうプロパーはいないところでございます。

○中野一則委員 だから、退給引当が計上されていないと思いますが、県立芸術劇場のほうもプロパー職員というのはおられないわけですか。

○福村文化文教・国際課長 劇場のほうも設立当初からプロパーは雇わないという方針で来ておりまして、プロパーはおりません。県派遣職員と嘱託、臨時で運営しているところでございます。

○中野廣明委員 国際交流、ちょっと聞きたいんですけども、例えば台湾からでもいいんですけども、宮崎の合唱団が交流する。こういう民間音楽交流会というのは、考え方としては

どうですか。

○**福村文化文教・国際課長** 国際交流とか文化交流の視点からも非常にいいことだと思っています。交流協会としても、そういう団体が交流するときの一部経費とかを見て助成をしているところがございます。

○**中野廣明委員** 私もそうだと思うんです。やっと今度、台湾と定期便入ったけれども、これは後、熊本、鹿児島等が出れば厳しくなりますが、どこが最初に撤退するかということ、そういうことになる、文化交流とか……。私は前からつなぎで——ここにおる人もおりますけれども、台湾から合唱団が来ているんです。去年来て、前1回、宮崎でしたですね。この中におりますけれども、またことし来るといわけです。結局、受けるところがないから、個人で受けてやっているわけです。いろいろこれだけ書いてあるから、国際交流課に相談したけれども、何にもならなかった。国際交流協会、そこぐらいに行けば、例えば通訳ぐらいぱっと紹介してくれるのかと思ったら、それもだめ。見ると、2分の1の補助金を出しますということで、民間、個人でして、一々補助金申請、計画書までは出せないんです。今後そういうのをふやそうと思えば、例えば看板ぐらい1万円か2万円つくってあげますとか、一番困るのはやっぱり通訳です。通訳ぐらいは派遣しますとか、そういうのに変えないと、半年前ぐらいに、やりましょうというのが来た場合、こういう計画書を出して補助金もらうというのは間尺に合わない。ぜひ実態に合わせて——これだけあるけれども、間尺に合わない。私の場合は何にも役に立たん。ことしもまた来るんです。8月23日、もう2回目。政務調査費から出すわけにはいかんものだから。もうちょっと実態に合わせたものにせん

と、机上論ではきれいごとだけれども、実態としては本当に間尺に合わん。いろいろ改善してほしいと思います。

○**福村文化文教・国際課長** 今おっしゃった、民間団体が国際交流、文化交流する場合の助成ということですが、国際交流協会のほうでそういう場合に助成をするという制度があるんですが、申請手続のほうは、2カ月前ぐらいに話していただければ、手続は間に合うということでした。

それと、通訳のことですけれども、協会のほうでも通訳ボランティアの登録をしておりますので、随意そういうふうで紹介はできるかなと思っております。私たちの課のほうにも、国際交流員が3人ほどおりますので、随時そういう翻訳、通訳のサービスはやっておりますので、お申し出いただければ、時間の都合がつく限りは協力をやっていけるかと思っております。

○**中野廣明委員** その場合、例えば通訳の報酬はどうなっているんですか。

○**福村文化文教・国際課長** 協会のほうの翻訳サービスについては、申請手続の中に、通訳を頼むということで、これに経費が幾らかかるといことを申し出いただければ、その半分は補助するということは可能かと思えます。

○**外山委員長** そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

では、午前の部を終わりました、13時、再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時5分再開

○**外山委員長** 委員会を再開いたします。

午前に引き続きまして、その他の報告事項についての質疑をお願いいたします。

○福村文化文教・国際課長 午前中の音楽祭への市町村別の入場者の数のことをございますけれども、劇場のほうへ早速問い合わせしました。具体的には把握していないということですが、毎回の演奏会ごとに来場者に対してアンケートを実施しております。1万人強の入場者に対して回答数が1,973人で、約4人に1人は回答していただいているんですが、このアンケート用紙の内容としまして、どちらからお越しになりましたかという質問項目がありまして、宮崎県内、九州とか、県外分けて、宮崎県内に丸をつけた方にどこそこ市町村と書くことをお願いしているんですけれども、そこまで回答していただける方が少ないということで、実際、市町村別の入場者数は把握していないと。ちなみに、県内、県外という視点で見えますと、県内のお客さんが1,790人で90.7%、県外が7.0%というようなことになっております。回答していただけなかった方が約2%ぐらいおるんですけれども、90.7%が県内、7%が県外ということになっております。以上でございます。

○中野一則委員 各市町村がわからないということではありますが、できたら入場者のアンケートでもとって、その回答だけでもいいから、県下大体どの辺から入場しているのか、今度のときはつかんでほしいと思うんです。というのは、県外の方もいらっしゃるんですが、県下満遍なく人が利用できるような音楽祭にしてほしいということから、ぜひ、アンケートでもいいですから、とっていただくように要望をしておきます。

○米良委員 私は最初、中山間地の対策について聞こうと思っておりますが、今、芸術劇場の

入場者のことがありましたものですから、一言、私も考えておりましたことを披瀝したいと思うんですが、私も国際音楽祭に2回ほど行ったことがございます。それがずっと今まで何年か続いておるわけでありまして、午前中もいろいろ議論がありましたように、これには県費を4億2,000~3,000万も使って実施していくという、その過程の中において、例えば投資効果がどうであるかという調査もまだされていないような気もするんです。入場したときの、まず、年齢別の構成を見ておきますと、60~70歳の人が多いんです。その人たちが果たして参加をして、鑑賞をして、では、次に何を伝えていくのかという、そういう効果的なものに物差しを当てたときに、鑑賞で終わりと、そういうことをする中で、未来に生きていく、例えば高校生あたりをターゲットにして鑑賞させるというようなこともできないでもないんじゃないかなとか、そういうことを考えますと、もうちょっと入場する皆さん、各界各層の皆さんたちを洗っていただいて、将来的に嘱望される皆さんたちを幾らかなりとも入場させたらどうかなという気がしておりましたものですから、つけ加えて要望となりましようか、そういう気持ちだけを披瀝しておきたいと思っております。

さて、今度も中山間地対策について意識調査の結果が披瀝されましたけれども、私、考えますと、たしか12~13年前にこの手の調査はやったはずですが、県民政策部の渡邊次長も御案内と思いますが、そのときの調査と今度の調査の内容が、設問がほとんど変わっていないような気がするんです。その間、10年間の間、前の10年前の調査結果によってどう反映されたのかということをお聞きしますときに、あのときには、集落再編についていろいろ議論しました。ある

地域を絞って、例えば諸塚村のある集落を絞って、集落再編についてどう考えますかと、やっぱりやったほうがいいんでしょうということから始まったけれども、何ら一つも動きがありませんでした。

そういう中で、中山間地対策というのは、そこに住む人たちの生活の豊かさというのが享受できなければ、これは絵にかいたもちだというふうに私たちは思ってきたところですけども、今度も、これからの検討材料として活用するという披瀝もありましたけれども、皆さんたちがそういうものの調査を受けてこれからどういうふうに反映をしていこうかというのは、これからの大きなものだと思いますけれども、それを受けて、今、皆さんたちが各部局においてどう対応していこうとしておるのか、今の状況からして披瀝できることがあれば、お聞かせいただきたいということなんです。この点については、そう簡単に私も解決すべきものではないと思っています。いろんな厳しい調査結果が出ておりますけれども、例えば農業の担い手の問題にしても、医療の問題にしても、教育の問題にしても、とてもじゃないが単年度において解決すべき問題じゃないと思っておりますから、そういう調査をしていく前提において、何か皆さんたちで対応できることが前提としてあったような気がするんです。そこあたりは何を主眼にして調査をやられたのか、そこ辺わかっておればひとつ。

○中村委員 関連。おっしゃるとおり、集落再編というのは一生懸命議論しましたね。小さい集落があれば移転してもらって、一つの集落にしようかという意見も出たんです。それにもかかわらず、それもなされなかったというのは、やっぱり長年住み続けたところから離れたくな

いということもあったんでしょうが、それは議論のままで終わって、今まで報告もないんです。言葉は悪いけれども、やりっ放しで、そういう議論をやって、それはそのまま、今度はまたこういうアンケート調査ということでしょう。アンケート調査をどうして今おっしゃるように生かしていくのか、前ははどうして生かされなかったのかということも踏まえて、米良委員と大体同じ意見ですが、お聞かせください。

○後沢中山間・地域対策室長 今の御質問ですけども、まず最初にあった、過去に同じようなアンケートをしたのではないかというお話でしたけれども、おっしゃっているのは、平成13年度に確かに一度過疎地域を対象にしてやってございます。今回また改めてやったというのは、時間が経過しているということもありますし、中山間地域対策というのを再度県として本腰を入れてやっていこうという時点で、まずは客観的なデータとして、平成13年という少し時間がたったものに軸を置いて、そこをスタートにしていいのかという意識もあったものですから、新たにやったというところでございます。

中身については、質問項目としては確かにお聞きする内容とか重なっている部分はありますけれども、結果として大きな差があったというものではないかもしれませんが、現時点での最新の状況を把握するという意味はあったかなというふうに思っております。

集落の再編についての話も、今、両委員から御指摘がありましたとおり、過去に議論がされております。例えば、現行の過疎法に基づく自立促進方針というのを、過疎地域対策の基本的な方針を定めているものですけども、そこでも集落の再編ということについても、条件が極めて厳しいところについては空間的な再編も検

討していく必要はあるんじゃないのかという問題意識の提示はしております。ただ、難しいのは、再編の必要があるといったときに、行政のほうから、行政の効率性とかそういう価値観で集落の住民の方々に、ざっくりばらんに言ってしまうと、あなたのところはもうだめだから移転しなさいとか、そういうことは少なくとも言えないと。そこで一番重視されるべきは住民の皆さんの意思だと思っております、移転再編というときにも、住民の皆さん方がどう思うかというところがスタートなんだろうと。

過去、集落の再編についての話も含めて、たしか日之影と北郷だったと思いますけれども、モデル的に、平成10年度から集落づくりモデル事業ということで北郷と日之影で集落の緩やかな再編というものをやっていくべきじゃないのかという議論があって、日之影では集落を移転させるとかいうことではなくて、そこで維持活性化していくための拠点となる活動をしていきたいという結論に至って、北郷のほうではモデル的に集落再編の受け皿となる住宅を整備するとか、そういう活動をされた経緯はありますけれども、その集落が全部移転したというよりも、希望される方はぽつぽつと移転してきたという形だったので、集落丸ごと移転再編という形にはならなかったという過去の経緯がございます。

移転に関しては、今後どうしていくのかという御質問とも関連してきますけれども、今回、集落調査をやりまして、住民の方々から直接に意見を伺ったのは、言ってみれば、44集落だけと言えただけなわけです。集落の対策をしていくときには、一般論として、集落が一般的に置かれている状況、それが今回の調査で見えたわけですけれども、それだけですべての集落に当てはめて語ることはできないんだろうと思って

いまして、集落ごとに立地も違えば、歴史も違えば、もっと個別に言ってしまえば、住んでいる方の性格も違うわけで、個々の集落の方々が何を考えているのか、置かれている状況がどうなのかというのをきめ細かく見ながら、集落内で対策を考えていく必要が出てくるんだろうと。集落の方々と話をする中で、移転とか、そういう意思表示もあるのであれば、それは検討していくという形にはなっていくというふうには思っています。

今後の各部局も含めた見通しというか、取り組みの方針はどうかという御質問だというふうに理解していますけれども、それにつきましては、各部局今までいろいろ中山間、農政も頭を悩ませてやってきたところですのでけれども、確かに今まで劇的な転換がなかなかなかったというのは事実ですし、委員御指摘のとおり、非常に難しく、一朝一夕に解決する問題だとは思っていません。ただ、中山間地域対策の本部を立ち上げたということ先ほど御説明いたしましたが、中山間地域対策をめぐる課題は何なのかと、県庁にいる人間も議員の皆さんもイメージとしてはあるはずですけれども、今回の調査も含めて、定量的なデータも含めて課題を再整理することと、中山間地域対策という効果のある施策を県庁としてどれぐらい持っているのか、どの課題に対してどういう施策があって、それが十分なのか不十分なのか、答え切れていない課題はあるのかなのかという検証は多分今までされてなかったと思うので、まずそれをやって、それが私が先ほど御説明した全体設計図ということですのでけれども、それを前にしながら、実はみんなやっていると思ったけれども、足りないところはここがあったねと、これをやるためには……（「簡潔に」と呼ぶ者あり）失礼しま

した。全体設計図をもとに全庁横断的に対策をとっていきたいというふうに考えております。

○米良委員 課長、あなたは中央からおいでになっている方だと私は思っていますが、この手の調査というのはいつやられても、これが5年先あるいは5年前にやっても、こういう結果的なものはわかっているんです。なぜ集落機能が維持できなくなっていったのか、なぜ支障が出てきたのかということからひもといていけば、今言われたようなことは出てこないんです。結果的にじゃあどうするのかということが前面に来て調査をしたんでしょう。だから、ある程度の将来にわたる、集落再編というのは例えばの話ですよ。それ以前の根底にあるものから洗いざらい皆さんたちが、例えば実際に行って、中山間地の山に踏み込んで行って、本当にどうなのかという実態を把握した上でこれからの絵をかいていかないと、机上論ではだめなんです。私がさっき言ったのは、それを言いたかったんです。

なぜなのかということをはひもといていきますと、例えば今、中央の政府においても一生懸命ですよ。限界集落とか、後で言いますけれども、そういうのがなぜ起こったかという根底を考えますと、やっぱり木材対策ですよ。いまだ、アメリカとか、カナダとか、外材がまだ75%も80%も入ってくるという社会は10何年間変わらないんだから、それを国政の上において、国の政府の中において解決すらできないでしょう。我々もわかりませんよ。以前に、何十年前かに海外と国際的な条約の中で木材を何%輸入しなきゃならないという日本の立場というのはわかりますけれども、それをひもといていかないと、この中山間地対策というのはだめです。そこあたりを国がやろうとしないじゃないですか。木材

の輸入についても歯どめをかけましょうとか、だれ一人言う国会議員いませんよ。生活の豊かさを享受できなければ、幾らあなたたちがこういう調査をやっても——それは調査結果は出ますよ。結果は出ますけれども、さっき私が10何年前の話をしましたけれども、やっぱり一緒のことじゃないかなと思って、じだんだ踏みたくなるからこういう話をするんです。どうですか、そこあたり。

○丸山県民政策部長 確かに、今、米良委員、中村委員おっしゃいましたように、数字的なものを申し上げますと、最初、過疎法がたしか昭和45年にできたと思うんですが、それから30数年たって、この間に県内で2兆2,000億円を超すお金をつぎ込んでいます。実態はどうかと言われると、確かに委員さんたちがおっしゃったように、過疎はとまっておりません。これはそのとおりであります。何で過疎がとまっていないかといったら、人口減少もありますけれども、産業構造全般が30数年間に変わってきたということ、何でもグローバル化したということ、農林水産物全般にわたって、昔は電話で取引していたのが、今は世界じゅうでインターネットでメール決済で動くというような流れになっておりまして、そういうグローバルな世界の中で、宮崎県内の中山間地域も他人事ではおられないということが結論であろうと思います。

では、それをどうするかということになりますが、この調査結果については、私も一般質問にお答えしましたように、ある程度は予測されたところでありますけれども、一番大切なのは、この結果を見てみますと、今住んでいる方の、集落にお住まいの方々のいわゆる日常的な生活者としてのネットワークをどうするか、医療、福祉サービス、交通手段の確保等々、それをど

うするかが第1点。第2点目は、言わずもがなであります。この中にも出てきましたように、人の定着をどうするかという問題でありまして、これはやっぱり仕事ですね。雇用機会の創出、確保、これが一番大事だろうと私は認識しています。この調査結果にも出ておりますので、関係各部各課それぞれ一生懸命取り組んではまいりましたけれども、今後も、何が一番効果的なのか、今までやってきた事業以上に、より何が効果的なのか、そこらあたりを、中山間地対策本部をつくりましたので、もう一回確認して、21年度以降の予算に反映させていただきたいと考えております。

もう一点、これは余計なことかもしれませんが、道路とか通信網を中山間地域のためと思っただけだとすると、都会に人が流れてしまうんですね。その現実を、何でこうなるんだろうと思っただけで、いつも私は深く考えるんです。道路がよくなれば、周辺の都市との行き来が時間的にも短くなるわけですから、都会に住んで、そこから自分が育った中山間地の集落に月に1回、1週間に1回、あるいは田畑があるから帰って親の手伝いをする、多分そういう傾向が強くなってきたんだろうと思います。そこらあたりも、総務省あたりで定住自立圏構想を来年度あたりから本格的に取り組むとなっておりますので、国あたりの施策も見ながら、今後の事業を構築していく必要があると考えております。

○米良委員 ほかの委員もいろいろ意見があると思いますから、余り申し上げませんが、例えば今、部長がおっしゃいますように、この調査が無駄とは私も言っておりません。いい結果が出て、これからどう反映されていくのかという大きな期待を込めるから、そういう話が出るのであって、その辺は誤解をなさらないようにひ

とつお聞きいただきたいと思うんですが、例えば、3,500人の調査、どういう人たちかということをお聞きしたいと思うんですけれども、しかも回収率が58%ということでもあります。単にその調査表を送りつけて、そして回収をされたと私は思っていますけれども、課長、実際に踏み込んで行って、聞き取り調査を試みるのもいいと思うんです。さっき言った集落再編の話も出ましようし、あるいは医療とか道路問題の話も、実際に聞くとそういうものが出てくると思いますし、とどのつまりは、私が言ったように、やっぱり経済的な豊かさがありますと残りますよ。私は、そういう生の声も調査の中に入れてほしいということを要望申し上げておきたいと思うんです。

もう一つは、この前から西米良の村長と日之影の町長が限界集落で抵抗を示しましたね。それによって、また皆さんたちは新しい用語を募集しておりますけれども、これは私は、何でその辺にこだわるかなと思って仕方がないんです。限界があるから限界集落でいいんです。どうこれを解決していかなきゃならんかということを実際に村長さんや町長さんは考えてほしいと思うんです。限界が来てどうにもならんから、国や市町村の自治体はどう対応していかなきゃならんかということを考えねばいかんわけでしょう。恥ずかしいことでも何でもありません。それにまた皆さんが、それがいかんから、新しい用語を募集しましょうかなんかというのは、ただ話じゃなかったなと思って、きょうも特に思いました。真剣に考えていない証拠だという怒られるかも知れませんが、いいんじゃないですか、限界集落で、限界だから。国の力かりて、県の力かりて、日之影だって西米良だって村長さんや町長さんが一生懸命になってやる

うじゃないですかという、そういう前向きなことが何で出てこんかったかと思って、私は残念に思いました。それについても一言申し上げたかったので、今言いますけれども、もう少し真剣さが足りないんじゃないかと思いました。どうですか、その辺は。

○後沢中山間・地域対策室長 まず、集落にどんどん入っていくべきじゃないかというのは、これからも実態をよく見ていきたいというふうに思っております。

もう一つ、集落の名前についてですけれども、おっしゃるとおり、名前がどうなるかということは、ある意味、本質じゃないのかもしれないけれども、実際に集落をどういうふうによくしていくのかというのを考えるべきだということはおっしゃるとおりだと思います。今回名前を募集するのも、それでお茶を濁そうという気は全くなくて、まず限界集落とかいう言葉、限界集落の言い換えではないんですけれども、そういう言葉に代表されるマイナスイメージでとらえられるところから脱却してというか、前向きに中山間地域をとらえて、元気を出していくための取り組みをしていこうという旗印にしていきたいという思いですので、真剣にやっていきますので、いろいろ御指導いただきたいと思っております。

○米良委員 最後にしますけれども、今度こそこういう調査の結果をもとにして大きな成果を、この調査結果から宮崎県は中山間地対策、過疎対策に一石を投じたという成果を私は期待しているんです。私たちが同じ選挙区を回ってみても悲哀を感じますから、どうしてもここらあたりは、県政の大きな3つの柱の1つでしょうから、知事にもそういう苦言を呈しながら、一生懸命頑張ってもらいたいと思うものですから、やか

ましいことを言ったかもしれませんが、大きな期待をかけていますから、よろしく願います。

○中村委員 関連。西米良あたりのそういったところを通して、朽ちかかった家がありますね。あれを見ると、あそこで何十年前に子供たちの歓声が聞こえておったんだろうにな、学校にもここから通っていたんだろうになと感じるんです。涙が出るような気がします。うちの黒木正一議員が淡々とかういった山村地域のことを質問したりすると、打たれますね。

さっき米良委員もおっしゃったけれども、集落再編というのは、あれから10年ぐらいたっていますから、人々の意識も変わっているでしょう。粘り強く、金をつぎ込まないで済むんなら、集落再編ももう一回視野に入れて考えてみたらどうかと思うんです。自民党で実は集落の現状に関する調査を行おうと思ったんです。今、一生懸命取り組んでいますから、集落のことと市町村合併の検証、各市町村がどういうふうに合併して思っているのか、そういったことを調査したいと思ったんです。調べていたら、この調査が行われたというのが耳に入ったものから、こっちはやめようと。どうするかといったら、我々の考え方では、宮大の学生をアルバイトに使って、何軒に1軒か回らせて、聞き取り調査をやろうという計画が自民党の部会であったんです。それをしましようと言っていたら、あなた方がしたということだったから、手を引いたんだけど、こんなやり方をやっていて正確につかめるはずがないと、きょう聞いてつくづく思ったんです。回答でも、都城は特に悪いが、最初のが60.6%と52.4%、次のが40.0%と8.3%、これはどういう発送して、どの辺まで回答を促して皆さんにやったのか、その辺も

わからない。集落再編とアンケートのとり方のことについてお聞きしたいと思います。

○後沢中山間・地域対策室長 まず、集落の再編に関してですけれども、お手元の委員会資料の概要版のほうには載せていないんですけれども、資料の3のほう、住民意識調査ですけれども、15ページと16ページにかけて、住民調査のほうでは行政区の見直し等というタイトルで書いてありますけれども、幾つかの集落をまとめたり行政区を見直したりすることについて必要かどうかという質問をしております、「必要がある」と答えられた方が38.2%という結果が出てございます。

資料の2のほうですけれども、これは区長さんなどへのアンケートですが、18ページ、同じように行政区の見直し等の必要性ということで、幾つかの集落をまとめたり行政区を見直したりすることについて必要と思うかどうかという質問に対して、46.1%の方が「必要がある」というふうに答えているという結果は出ております。概要版のほうには載せなかったんですけれども、そういう調査はしてはおります。

○中村委員 アンケートのばらつき、都城あたりがこれだけ低かったのは。

○後沢中山間・地域対策室長 都城の……。

○中村委員 旧山之口、高崎。

○後沢中山間・地域対策室長 山之口と高崎でばらつきがある、そういった御趣旨……。

○中村委員 7ページと11ページ。

○後沢中山間・地域対策室長 なぜ回収率が低いということですか。ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

○中村委員 後でいいですが、11ページの8%なんていうのは、合計が58.2%なのにこれだけ少ないというのは、アンケートを送りっ放しで、

努力はされているのかなという気がします。

○後沢中山間・地域対策室長 先ほどの御質問についてお時間いただいた分ですが、住民へのアンケートについては、基本的には役場から区長さんや住民の方に配付をしまして、回答は、区長さんが回って集めていただいたり、役場にまとめてもらったりというところもあります。全く地区の区長さん方とか役場を介さずに住民の皆さんからじかに県へ送付というところもありまして、そういう取りまとめをされる方がおられたかどうかとか、そういうことで回収率の違いがございまして。都城につきましては、2地区とも住民の皆さんから県に直接回答を送っていただいたという形でやっておりますので、若干ほかと比べて回収率が低いのかなというふうには考えております。

○渡邊県民政策部次長 今回のアンケート調査について、我々は、すべてというふうには思っていないわけです。これは表層的な結果でございまして、当然こういう結果が出るということで、ことし新規事業で、4つぐらい集落を選んで、そこで具体的な方策を検討しようという事業を挙げたんです。それはこれと連動して、さらにこれを深く追求しようということが一つあります。当然このアンケートだけを見て今後の新しい施策を考えていくということではないんです。さらに、ことしそういう新規事業を考えていますので、それに突っ込んだ分析をして、しかも住民の人のいろいろな意見を聞きながらやっていこうというのが一つ。それからもう一つは、こういう調査ばかりやっていて具体的に何をするのかと、早く結論を出せよという話なんですけど、当然でございまして、我々もそういうことで物すごい意識を持っております。具体的に今度我々がやらなければいけないのは、部

長が申しあげましたように、カンフル剂的なことをまずやらねばいかん、現に困っている人がおるでしょうから、そういう方々にどういう形でカンフル剂的な施策をやっていくか、それをまずやろうかと。それから、長期的には、今、中村委員がおっしゃった集落再編、これを他動的に任せていいのか、そろそろ行政が先導してやっていくべきじゃないか、そのためにはどういう形で機能集約するのかという、具体的な場所を特定して、この村の場合はこうしたらいいんじゃないかということまで我々は突っ込んでやろうかということは今考えております。昔の集落再編という議論がありました。ところが、先ほど室長が言いましたように、モデル的な事業展開をやったんです。でも、これがそのときは切実感とか危機感がなかったんだろうと思うんです。今回は状況ががらっと変わってきている。それに呼応した形で何らかの対応をやっていかんといかん。実は室長と4月、5月、全市町村を回りました。各役場の職員と話をしまして、役場の職員も、危機感を持っている役場もあれば、危機感を持っていない——危機感を持っていないというよりも、この問題が難しいものだから、少し距離感を持って対応している、そういうところもあります。市町村とはそういう話をしていますけれども、今度は、具体的に集落に入って、そういう意見交換をしながら具体的な成果を出さないと、この本部の意味合いというのがないでしょうから、そのあたりも我々、肝に銘じてやっていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○中村委員 今、答弁いただきましたが、おっしゃるとおりなんです。この47.9%、同じような規模の集落と合併する。10年前と意識が全く違うんです。危機感を募らせていらっしゃると

思うんです。ここに住まれるよりかもっと大きな集落に、整えますから、一緒に住みませんかという、今おっしゃったように、市町村でしょうけれども、出かけて行って手を差し伸べると。40何%というのは、半分近いんですから、くどけば落ちるといようなところまで来ているんじゃないかと思うんです。ぜひそれをやっていただきたいし、また私が先ほど申しあげたように、自民党で集落の意識調査をしようかと思っていたと。ここでやっていらっしゃるからやめたんですが、私どもこういう話をしました。宮大あたりに頼んで、自分たちが思うところの集落再編も含めて意識調査をしよう。こっちでやっているよという話だったものだからやめたんですが、今おっしゃるように、もっときめの細かい調査をやっていただいて、3本柱の1つも解決できなかったというようなことではおかしいと思うんです。よろしくをお願いします。

○鳥飼委員 この調査の位置づけについて、次長がお答えになったからもういいかなと思うんですが、念のためにお聞きしておきますが、前回の調査時点の調査事項と今回の調査時点の調査項目、何か変わったところがありますか。

○後沢中山間・地域対策室長 先ほど御説明したような転居の意向とか、そういうのは前回も聞いておるわけですけれども、今回、集落での生活の満足度とかそういうことは新しく聞いております。

○鳥飼委員 前回の調査時点と大きく変わったことがあると思っているんですけれども、それは、今、中村委員が言ったように、市町村合併だと思うんです。特にこういう調査対象となったところはそのことが物すごくボディブローみたいに効いていると思うんですが、そのことが自由記述のところにもないんですけれども、

これを調査項目に挙げられなかったのはどうしてなのかと思うんですが、答えをお願いします。

○後沢中山間・地域対策室長 今の御質問の趣旨は、市町村合併の与えた影響と申しますか、市町村を背景として何か生活が変わったかとか、そういう質問をしなかったのかという御趣旨ですか。市町村合併と絡めた質問がないじゃないかということですか。今回の調査では、そこは特に意識はしていなかったということでございます。

○鳥飼委員 これは過疎市町村にとっては本当にボディブローなんです。役場が近くにあったのがなくなるわけですから。何のために調査をするのかというのがあれば――渡邊次長が位置づけも言われたから余り深くは言いませんけれども、深刻なんです。それと、全市町村を回られたということですが、諸塚村がありますね。あそこが合併しなかった。私も委員会の調査で行って、合併しなかったというのは、その地域の集落の結びつきが物すごく強いんです。月1回常会というのをやって、そこで区費を集めたりしてというようなことで、それを大事にしたいという、都会の論理が全く逆転した地方の論理であるということですから、勉強になりましたので、参考までにお話をしておきますが、この事業については、以前はどこでやっておられたんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 このアンケート調査をということですか。

○鳥飼委員 アンケート調査も含めて。

○丸山県民政策部長 これは基本的には地域生活部の地域振興課でやっておりました。

○鳥飼委員 地域振興課には17名、職員がおったんですね。振興担当というのが5名、計画担当が6名、土地対策は別かもしれませんが、3

名、管理、それから課長と補佐、合わせて17名おったわけなんです、鳴り物入りで中山間地対策をやるよと言ったんだけど、本当にそうなのかなというような気もしないでもないんです。説明をお願いします。

○丸山県民政策部長 旧地域振興課と現在の中山間・地域対策室を比べてみると、地域振興課には、もちろん土地もありましたし、庶務もあつたわけです。一方では、二地域居住、移住対策も持っておりました。この二地域居住が全部、みやざきアピール課のほうに行きましたので、その分が人数は若干減っていると思います。ただし、今、中山間・地域対策室ができましたけれども、室長以下11名、これは私はかなり的人数だと思っております。技術職員も、林務と農政から1人ずつ来ておりますし、庶務的、管理的なサポートは総合政策課で行うわけですから、特に私は問題はないと考えているところであります。

○鳥飼委員 土持さんところの課にあつて、分室じゃないけれども、課内室になっているんですね。今、部長がおっしゃられたように、例えば林務とかそういうところから来た職員の方もおられるんですね。もうちょっと詳しくそこを説明してもらえますか。林務からも来られたんじゃないかと思っているんですけど、中山間地について特に頑張るといふことで、別組織をつくるからと知事が言われて、今、部長も言われたけれども、11名で遜色のない体制をつくっていますということだったんですが、地域振興課には確かにほかの仕事も入っておりましたけれども、本当かなというような感じもしないものですから、室として充実をした、どこを持ってきて充実をしたというふうに言っておられるのか、人員的にもどこから、例えば林

務の職員を連れてきてとかあると思いますが、その説明をお願いします。

○丸山県民政策部長 農政からは、たしか稲作の専門の職員だったと思うんですが、それから林務は当然林業専門の職員が来ております。これはなぜかという、人事上の政策もありまして、事務屋だけにすると、やっぱり事務屋的な発想しかできない。あるいは林業とか農政全般にわたって知識が広いわけではございませんので、もちはもち屋といいますか、専門は専門の知識を生かしていただく。そして、技術職員が持っていない部分は事務屋がそこをカバーする。また、反対のことが言えるわけでありまして、総合的に室としての体力をつけていく、こういう観点で配置がされていると考えております。

○鳥飼委員 この中に出ているように、集落がかわってもかわりたくないというのは、その地域に住む人たちの悲痛な声だと思うんです。それをただ一片のこういうものだけでという感じも——とらんよりかとおったほうがいいわけなんですけれども、中村委員が言われるように、実際の生の声をというのはそこにあるんだろうと思うんです。ぜひそういう声を生かした対策に取り組んでいていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

○井上委員 県議会は昨年1年間、これに関しての特別委員会をつくったんです。確かに当局も問題意識を持っているかもしれないけれども、県議会も深い課題性というか、目的性を持って特別委員会を設置したわけです。特別委員会で1年間、議員が議論してきた経過というのは、特別委員会の報告書を見ていただいたらわかると思うんです。先ほど中村委員からも出たように、そこに住んでいる議員がいるわけです。その地域で活動している議員というのが必ずいる

わけです。だからこそ、生活実態を知っているがゆえに、あのときでき上がった報告書の中身というのは、非常に価値のある、中身について切実なものも含めて分析というのが丁寧にされているわけです。

私はいつも思うんですが、県議会がやっていることと当局がやっていることとがなぜうまくリンクしないのかというのが不思議でならないわけです。県議会がやっていることじゃないかとか、そういうふうな考え方なのかどうかがよくわからないんです。政策になぜこれが具体的にちゃんと生かされていないのか。県議会の議論も、私も今回、中山間地域の問題を議論させていただいたんですけれども、やっぱり各部切ってから答弁持ってくるわけです。そういうことが繰り返して行われているわけです。

そのこの昨年の委員会の中の指摘の中にも、多額の県費、税金を投入しながら、なかなか中山間地域というのが浮き上がってこなかったと。その原因たるものは何だろうかということも含めて、率直な議論というのをそこに所属している議員というのはしているわけです。私は別の委員会だったので、改めて特別委員会の報告書というのを丁寧に読んでいくわけです。議員なんだから読むわけです。同じことを同じようにまた一に返ったかのごとくされると、今までの長い県議会が議論してきたことの歴史みたいなのはどこに生かされるんだろうかと思って、物すごく違和感があるわけです。今回、未植栽地の云々というのは、あれを目玉にしたかのごとく言われるけれども、国会の論議もあってああいう予算化措置というのはされてきたわけですね。具体的に宮崎県として何ができるのか、何をするのかというのがもったきちんと事業として出てこない、そこに何の意味があったのか、

去年の特別委員会の議論も何だったのか、私もそこに深い乖離感というのを感じるわけです。

この対策室の書き方の中に、21年度予算への反映と書いてある。これはすごく大事なことなんです。少なからずそれにおける分析については、以前からも分析されたことがいっぱいあるわけです。知事も議場でおっしゃったけれども、具体的にどれが効果的な施策かどうかまだわからないと、それはわからないと、はっきりおっしゃっていましたが、対策本部ができて、対策本部がどう動いていき、どんなふうに——また同じようなことを来年になって委員会のときにそういう報告をするのか、具体的な政策を担当するあなたたちと私たちとの側にすごい乖離感があるというのがいつも心配するところです。その結果がこれではないのかなと私は思っているわけです。具体的な施策がこういうものと各議員も必ず、黒木正一議員も丁寧に思いを込めて言っておられましたが、ああいう議場での施策の提言を含めてどう生かしていくのかというのは私は非常に疑問を感じる。今回やってみても、なおさら砂に水をやるようなもので、本当にこれを受けとめていただいているものか、これが具体的な形の施策になって返ってくるのかどうか、非常に怒りを持ちながら私も今回質問をさせてもらったんです。せっかく中山間・地域対策室ができたけれども、答弁についても各部ばらばらで持ってくるみたいな、だから、こういう議論で、お互いがめいっていくわけです。同じですわ、同じ調査項目と調査結果を見せられて。本当は、具体的なこういう対策を打つ、打ったらどうだろうかという議論を私たちには持ちかけていただかないと、委員会の議論は全然深まらないし、説明を聞くばかりで終わって、議場でまた自己満足かのごとく議論を言っ

て終わりということの繰り返しになるような気がするんです。

この中山間地対策は国策の誤りでもあったかもしれないけれども、地域という、地方というものの存在というものが崩壊していく一つのきっかけでもあると私は思っています。東京はどんどん人口がふえているんですから。日本の国全体で同じようなことを繰り返しているわけです。もう一度、中山間地の問題というのを具体的な政策とともに真剣に考えるということが私は必要だというふうに思います。きょうのような答弁ときょうのような説明を繰り返されるおつもりなのかどうかというのは、もう一回部長にきちんと聞きたいんです。どのくらいの腹構えでどんなふうに行われるおつもりなのか。議会答弁、委員会答弁、私たちは聞き飽きるぐらい、18年、私も聞いてきているのでわかっているんですが、本気でやるならやるで、どういう施策を具体的にやるのかということが羅列されていかない限りは、効果のあるものにはなっていないというふうに思います。調査結果だけを、私たちに見ればわかるようなものだけを出されるというのについては、私はいささか疑問があります。この分析結果がこうであるというものが出たんなら別ですよ。分析結果も出ないで、調査を羅列されたものが出るというところに、まだ県民政策部の問題点のあいまいさというのが出ているのではないかというふうに思うんです。これは怒りを持って部長に抗議をしたいと思います。

○丸山県民政策部長 ただいまおしかりを受けましたけれども、今まで、先ほどもお答えしましたように、庁内各部各課縦割りで、例えば農政水産部が行う事業は農水省の事業を持ってきて、それを県下で行う、あるいは県土整備部が

中山間地に対して行う事業は国土交通省——建設省、運輸省、そこらあたりの事業をそのまま持ってきて宮崎県内で敷衍して行う、そういうことがほとんどであったと思います。私もそう思います。しかし、今後は、中山間・地域対策室もつくりましたし、先ほど申し上げましたように、本部もつくりました。そこで何をしていくかというのが一番問題、課題ですが、今申し上げたような、例えば県民政策部以外のところが新しい新規事業、施策を打ち出すときにどうするか、それについてはやっぱり中山間・地域対策室、県民政策部も入って、それが本当に効果的な事業なのかどうか、即効性がある事業なのか、あるいは地域に対して本当に満足感が得られる事業なのか、そこらあたりの調整を当然やりますし、今申し上げたような国の事業を県庁各部が行うときも、そういう調整も中山間・地域対策室で当然やるべきだと思っております。この調査結果をそういう方面に生かすことが一番大事であると私も認識をしておりましたので、せっかくそういう組織ができたわけですから、しかも重点施策のトップに来たわけですから、それはそれで精魂入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○井上委員 県議会議員の大半が入っているという林活議連の中で、議連は議連でまた議論していくわけです。森林の問題はどうしていくのか、国土の保全はどうしていくのかという議論をずっとしていくわけです。一つ一つのことが皆さん方に伝わらないのかもしれないけれども、そのときに、未植栽地の問題が出たときに、未植栽地をただ国が、だれかが植えればいいという発想だけでやるのか、それともこれを県民にも企業にも呼びかけて企業の森としての——例えばこの前の林活の役員会では岩手県の葛巻に

行ったわけです。企業が買い取った山があって、そこには必ず企業の人たちが来て、地域住民も一体となって一緒に木を植えていくとか、私たちが知りたいのは、私たちが当局と一緒にやりたいのは、そういうことの実体性はどんなふうに行っていくかということをお聞きしたいわけなんです。そこをこうやるから、県議会と両輪でここをこう推し進めていこうではないかと。対策室ができて、調査結果はこうで、ここに住んでいる人たちはこうと言われて、私たちが何年間かの議員生活の中で、中山間地にも一回も行ったことのない人なんていないわけなんです。みんな行って、その痛みを聞かされてくるわけなんです。議員という仕事は、全く自分が置かれている地域のことだけしか知らなくて済むなどというような仕事ではないわけなんです。痛みとなって、そして山の崩壊は心の崩壊につながっている。今の子どもたちの心の崩壊になっているということは、いろんな形でデータの中で明らかなんです。だったら、何を今やるべきなのかということについては、私たちここにいる者はみんな本当に焦りにも似た思いで今度のこういう問題について取り組んでいるわけなんです。その熱さがお互い一致しないと、なかなか効果のあるものにならない。予算の費用対効果などという効果は出てこないというふうに思うんです。だから、そういうものを具体的に聞かせてほしいんです。工夫と、そして余りお金はかかっていないけれども、こういうものを実際やるぞというのが出てこないから、何の工夫もなく同じようなものがずるずると出てくるんだとしたら、私たちは国のインターネット見ていけば政策は全部見えるわけだから、それは一緒なんです。そこに県民政策部としての血が入っている、汗が入っているというのがないと、私は今後だめだ

と思います。それについて部長はどうお考えな
んですか。

○丸山県民政策部長 おっしゃるとおり、我々
も、せっかく県民政策部ができて、中山間・地
域対策室もできて、本部もつくったわけです
から、県議会のほうともいろいろ議論はさせ
ていただいて、よりよい政策をつくっていく
ことでその期待にこたえていきたいと考
えております。知事も言うておりますよ
うに、特効薬とか即効薬は中山間地対策
にはないわけでありまして、地道に少し
でもその集落、過疎地域あるいは中山
間地域に住む人が満足感とか生活感、こ
こに住んで幸せだという実感ができるよ
うな政策を打ち出していきたいと考
えておるところであります。

○井上委員 私は最後にこれを要望してお
きたいわけです。知事はずっと東京暮らし
です。長い間、10幾つするときから東京
暮らしです。本当の意味での中山間地の
人たちのところというのは御存じないん
です。ですから、今回の議会のときの答
弁も、彼の話術じゃないけれども、彼ら
らしい答弁の仕方だったと思うんです。
本当にそこに住んでいる人たちの血だ
とか涙だとか汗みたいなのは知事はや
っぱりおわかりにならないと、私は率
直にそう思いました。知事らしい答弁
であるかもしれないけれども、ああいう
答弁を県民政策部が繰り返し知事に答
弁させるようなことがあっては、将来、
そこに住んでいる人たちは宮崎県民と
して報われないと思うんです。同じよ
うにあそこでいろいろでみんなの気持
ちを聞くように、まずはどっちがアン
ケート出さねばいかんかといったら、
知事がアンケートを出さねばいかん
と、私は逆に思いました。本当はも
っとみんなが、知事が出かけていって、
中山間地のよさを本当に実感されて、

県民にアピールする。県民総力戦で取
り組む。県庁総力戦と書いてありまし
たが、県民総力戦で取り組むという姿
勢を知事に明確にもう一回議会で言
わせるぐらいのことがないと、浮いた
話になってくるといふふうに私は思
います。この中山間地対策について今
後言うまいと思うぐらい私は失望し
ているわけですが、知事にもう一度、
時間があれば中山間地にお出かけに
なって、地デジなどというようなこ
とではないような情報化の——何に
出た、かにならぬと書いてあるけれ
ども、知事の番組なんか見ていな
い人が多いんです。そういうところに
しばらくおってみるぐらいの気持ち
でいてもらいたいです。前の林野庁長
官をされていた知事はまた意味合
いが違う。どっちがいいなどと私
は言っているつもりはないんです
けれども、山のきこりでもしたこ
とのある人と、木を伐採したこと
のある人と、ない人では違う。私
たちも足りないですよ。議員も足
りないけれども、そこが足りない
のではないかと。もっと気合い
入れてやっていただきたい、これ
を要望しておきたいと思
います。

○中野廣明委員 今、大分井上委員が
意見を言われました。私も基本的には
同じような意見かなと思うんです
けれども、過疎法ができて何年
になるのか、さっき昭和45年と
言われたのですが、2兆2,000
億入れたと。そして、今の現状は
どうか。過疎対策、地域振興とい
うのは——行政というのはず
っと続いてきているわけです。
何で今ごろこんな調査をせんとい
かんのかと。今まで何をしていた
かと。こんな表はほかの部
なんかでも幾らでも出ています
よ。こんなことをするぐらいだ
ったら、それだけ現ナマを何か
投げたほうがましなぐらい。それ
と、国富もちょっと田舎に行くと
中山間部があるんです。

人口が減りっ放し。私は、一番頭に来るのは、国もそうです。この表だってそうです。何で昭和45年から2兆円つぎ込んで人口が減ったか。いろんな要望はありますよ。そこを特化して考えれば、おのずから出てくる。要は、中山間部、過疎地は農業と林業で飯を食っていたわけです。それで飯が食えんようになるから、みんな人がおらん。それ以上の調査して何するかと。炭坑ができれば一町できる。何もこの中に所得の話は書いていない。難しいですよ。難しいけれども、そこを離れて議論したって、同じことの繰り返しなんです。私は土地の問題もしている。何で今、地域に人がおらんようになるか。本当に真剣に考えて、ただネーミングを考えたりとかそんな話じゃないと思う。今度の議会も、国土保全だの、水源涵養だの、飽きるほど聞いている。何でその中で人間が減っていくかということに的を絞って——室長も一生懸命やっておるのはわかるけれども、今までこういう過疎対策の仕事の経験はあるんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 過疎対策というのを直接やったことはないです。

○中野廣明委員 わかりました。また一からするような話なんです。40年、30年前からしている。そんなデータはみんなあるわけだ、統計から見たりしても。ある程度的を絞ってやらんと、こんな話を聞いているとストレスがたまる。1年生がまた1年生からやるような仕事だ。恐らく3カ月ぐらいたって、アンケート表をつくったり、ネーミングつくって、こんなネーミング変えたからって人が住む話じゃないでしょう。くどいようだけれども、今、問題点はわかっている。所得がないから人が住めない。そこに特化して考えて、それが難しければしょうがない。集落を移転するとか、もうちょっと現実に合わ

せた施策をぜひ今度は1年間やってほしい。こんな表を見ると、悪いけど、いっぱいある。これはあくまでも手段だから。

○黒木委員 このことばかり言っておってもいかんけれども、少しは思いがあるものですから、私は日向ですが、例えば諸塚とか椎葉、こういうところからは子供たち、高校生は通学できません。ほとんど日向のほうに住宅を構えるか、寮に入るかということしかできません。ある程度の方々、その方は日向にも家を構えます。職場だけは入郷に、役場とか農協とか、そういうところに通う。二重に構えている人は、そういうこともできる人はいいほうなんです。それができない。非常に困っている。子供は日向で働くけれども、親だけが残っている。いずれは出ていきたい。やっぱり家を守りたいというんですね。そういうことになると、さっきから再編ということがありますけれども、その地域、小さい集落があるんです。何軒もないような集落、そういうところは、地区は守っていけない。もうちょっと大きな再編を何とかことしはめどをつけて、どこかの特定の地域でもいいですけども、何かつくって、モデルをつくってみてください。そして、その地域はそういう再編ができないかどうか、これができないと、その小さいところはいずれなくなってしまいます。大きな集落にすれば、例えばその人たちが住めるような住宅をその地域に、大きな集落の中に地域の住宅政策なりをすれば、通ってでもそこは行けるような——子供たちが土曜日曜は田んぼに帰ったりするんです。そうすると一緒に行けるとか、何か少し前向きに見えるものをことしは計画の中に入れてほしいというふうに思います。要望です。

○中野一則委員 私は総務常任委員会は初めて

ですから、大変質の劣る質問をしたいと思いませんけれども、資料に従って順次、2～3していきたいと思えます。

まず、1ページから、県民意識調査の件であります。ここに書いてあるとおり、今後の県政運営や新たな施策立案の検討材料に活用したいということで調査がされております。3,500名を無作為に抽出とありますが、無作為に抽出の無作為の方法がわかりませんから、そのことをお聞きしたい。例えば年齢別とか、性別とか、地域別とか、職業別とか、そういうことは考慮されなかったものかどうかも含めて説明をお願いしたいと思えます。

○土持総合政策課長 ただいまの御質問でございますけれども、この3,500名の抽出でございますが、これは、昨年12月現在の人口で各市町村ごとに3,500を振り分けた人数を母数としております。そして、それぞれにつきましては、住民基本台帳の中から、市町村にお願いをしまして抽出をしているところでございます。男女は問わずに20歳以上で抽出いたしております。

○中野一則委員 地域的な配慮はされているということですね。人口に比例してされたものだと思いますが、ただ、年齢とか男女別、あるいは職業別では出ていないということですね。

○土持総合政策課長 当初に年齢で分けるとか、男女で分けるということはやっております。

○中野一則委員 できたらそのあたりも含めたもので、偏った結果が出ないようにしてもらいたい。前年という欄もありますから、毎年されておられるんだろうと思えますので、できたらその辺も配慮したものにしてほしい、要望しておきたいと思えます。

5ページ、これは何人もの方がいろいろ言われました。私は昨年、中山間地の特別委員であ

りましたが、あちこち現地も見ましたし、異例だったと思うんですが、知事にも委員会に来ていただきまして、いろいろ聞きました。その思いが繋がってこういう対策室もできたんだろうと思えますから、21年度予算へ向けてそのことも含めて反映されるように、これも要望しておきたいと思えます。

次に、7ページであります。過疎集落の現状調査、7ページは代表者の調査ということで74.1%の回収率であります。えびのの欄を見ますと、65の発送数でありますから、集落数なんです。すべての集落数に、その代表にこの回答を求められたと思うんですが、できたら、未回答が297もあるわけですから、代表に聞くときには、各振興局とか出先もあるわけですから、全員のをまとめて調査するぐらいの努力はしてほしいと思っております。ぜひそのことも、時間がないから要望しておきたいと思えます。

次に、11ページ、これは過疎地域の住民調査であります。特徴的な集落、44集落ということで、さっきの代表者と同じ発送箇所が選定されております。延岡には特徴的なものはなかったんでしょうけれども、44集落でいろいろやっているようですから、特徴的なというとらえ方、主観もあったのか、客観的だったのかわかりませんが、44だけの集落ですから、どういう意味で特徴的な集落としてとらえてアンケートされたのか、44集落ごとの特徴と見た特徴の内容を説明を願いたいと思えます。これは一つ一つ聞くのは時間がないから、1～2、それこそモデルのものを、モデルというか、代表的なものを説明していただいて、後は資料でお願いをしたいと思えます。

○後沢中山間・地域対策室長 44集落の抽出に

つきましては、小規模であるとか、高齢化率が高いとか、人口が減っているとかいうもの、あと、人口がふえているというところもあるものですから、そういうところも幾つかピックアップしております。人口増と高齢化と人口の規模ということで選んでおります。

○中野一則委員 市町村ごとに、できたら集落名も欲しいんですが、いろいろ問題があれば、それはA、Bという形でもいいですから、すべてその資料をいただきたいと思えます。

それから、17ページ、先ほどだれかが質問をされましたが、新たな呼称の募集、私も違和感を持っているんですが、新聞報道では、限界集落の呼び方にいろいろあるから、新たな呼び方を募集するというような書き方でありましたが、それではないんだということでありました。しかし、元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称ということで、限界集落であるところが元気な集落づくりに取り組む集落ということも、私に言わせればまことにおかしな話なんです。そういう元気も出ないような集落だから限界集落なのは何で——きれいごとを言われたんじゃないかと。限界集落という言葉が、西米良村長とかいろいろクレームがついたから、知事の発想か何かわからんけれども、格好いい呼び方を募集しよう、そのぐらいの程度じゃなかったのかなと思うんです。新聞が書いたほうが当たり前、ここに書いてあるのがきれいごとだと、このように思っているんですが、そうではなかったのか、お尋ねいたします。

○後沢中山間・地域対策室長 限界集落の名前を呼びかえるというものではないというのは、御説明したとおりです。限界だから限界なんだと、そういうところが元気が出ないから限界なんじゃないのかという御指摘ですけれども、確

かにそういう一面はあると思いますので、いわゆる限界集落と言われるようなところが名前を変えただけでなくなるとは当然思っておりません。ただ、限界集落というのが中山間地域の代名詞的に使われて、中山間地域がマイナスイメージでとらえられるというところから対策をスタートするのはよくないと。それを前向きにとらえるために新たな呼称を募集するという取り組みとなっております。元気な集落づくりというのは難しいことをイメージしているのではなくて、集落の皆さんで何か目標を持って取り組んでいきますと、例えばそれがあいさつをしますとか、見守り運動をしますとか、何でもいいんですけども、そういうことをやるという集落を全県的に広げていきたい、その旗印にしたいというふうに考えております。

○中野一則委員 では、新しい呼称については、元気な集落づくりに取り組むところ、あるいは目的を持っていろいろ取り組む集落だけに限定した呼び名として募集するわけですね。これからもそういう使い分けをされるということですか。今言ったそうでない中山間地域には新しい呼称の呼び方はしないと、そんなふうに理解していけばいいんですね。

○後沢中山間・地域対策室長 考え方としてはそういうことになりますが、理想論かもしれませんが、それを全県的に、例えば県内に100の市町村があれば、これはあくまで理想論ですけども、100の集落が何か目標を持って取り組む、それが元気集落ですという展開をしていきたいというふうに考えております。

○中野一則委員 私は、限界集落のほうがいいような気がするんです。あんな厳しい集落があるのに、それに国ももっと力を入れてほしい、もちろん県も力を入れてほしい、そういう切々

たるものがあるから、黒木正一議員もとうとうと質問をされる。そしてまた、きのうは、中山間地域の概念はないんだ云々ということで瀆砂議員もいろいろ質問されました。彼も同期でおるんですが、何回もああいう質問をされて、私も東米良に5回ばかり行ったんです。それこそ限界にどんどん行く集落の山村です。名前だって厳しい名前がいいと思うんです。私は、きれいごとに聞こえて仕方がありません。一考を要すると思いますので、お願いしておきます。

○外山委員長　ちなみに、今、ネーミングで何か来ていますか。12日から受けているけれども、何か入っていますか。

○後沢中山間・地域対策室長　名称について御紹介する段階にはないんですけれども、県内外含めて数百件寄せられております。

○中野一則委員　19ページ、宮崎一台湾、我が委員長も行かれたようでいろいろと御苦労さまでありましたが、さっき利用状況が、期間が短いんですが、67%とありましたが、具体的に台湾から宮崎、宮崎から台湾の利用率はどうでしょうか。

○渋谷総合交通課長　6月22日までということでは約63%となっております。宮崎から台北が58%、台北から宮崎が67%となっております。

○中野一則委員　宮崎から台湾の搭乗率、これはどのくらい平均的にないとペイしないのかということと、この率を上げるためにどういう取り組みをされるのかを2～3、例を挙げて説明していただきたいと思います。

○丸山県民政策部長　まず、第1点目の搭乗率の話ではありますが、国際線、国内便、これは季節によっても違いますし、機材の対象によっても違いますから、小さな150人乗りと250人を比べて、同じ100人が乗っても当然搭乗率は変わっ

てきます。そういうことで一概には言えないんですが、大体60%から70%あれば採算に乗るということを聞いております。

それから、台北線をどういうふうに安定運航させるかという話ですが、アジアナの韓国線もそうでありますが、こっちから向こうに行って宮崎の魅力を伝える、あるいは向こうの魅力もこっちに伝えるということで、誘客・送客、双方向で高いレベルで搭乗率を上げる努力が必要かなと思っております。具体的にどうして努力していくんだという話になりますけれども、当然、隣県を見据えておまして、これはたびたび答えておりますけれども、定期便があるのは福岡と宮崎だけですから、我々としては、南九州をターゲットにして送客・誘客を行っていきたくて考えておりますし、当然、今後、鹿児島経済団体あるいは熊本あたりの経済団体、行政、そこらあたりに攻勢をかけてまいりたいと考えております。もう一つは、旅行エージェントさん、ここらあたりにも安くて魅力ある商品をつくっていただいて、九州内を周遊する、例えば宮崎に定期便で来られた方が高千穂とか阿蘇を回って福岡から帰られてもいいわけですし、逆に、福岡から入ってこられたお客さんが熊本城とか阿蘇を見て、高千穂を経由して宮崎から帰られてもいいわけですから、そこらあたりを念頭に今後取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則委員　この利用率は、国別に利用者の統計がとってあるんですか。

○丸山県民政策部長　国別にはとっておりません。

○鳥飼委員　関連。特別企画で6組のカップルが成立したと書いてあるんですが、もうちょっと詳しく説明をいただきたいんですけれども、

カップルっていろいろあると思うものですから。

○**渋谷総合交通課長** 男女18人ずつ台湾に行っていたきまして、6月1日から4日間、現地ではほとんどバス1台で行動していただいて、いろんなところで記念写真を撮ったりとか、夜はパーティーをやったりといったようなことでやってまいりました。6月3日の夜、最後の日にお互い意気投合したとかそういう方々が6組できたということです。具体的には、公務員の方であるとか、農業をやっている方、一番年齢の高い方は47歳という方で建設業をやっている方ですが、女性のほうは県内からの方が1人で、福岡が2名、関東から1人といったような形で、女性の方は県内外ということになっております。

○**鳥飼委員** 女性が県内1で福岡2名で、韓国と言われたですかね。

○**渋谷総合交通課長** 東京都です。

○**鳥飼委員** 3人ということですね。

○**渋谷総合交通課長** 具体的に申し上げますと、福岡が2名、東京都が1名、広島県、鹿児島県それぞれ1名となっております。

○**鳥飼委員** 男性は宮崎ということですか。

○**渋谷総合交通課長** 男性のほうは、町村会のほうにもお願いしまして、郡部の方、男性を18名選んでいただきましたので、皆県内の者でございます。

○**鳥飼委員** 意気投合したということで、カップルというから、結婚前提、結婚されたのかなと思ったりしたんです。渋谷課長に文句を言ってもしょうがないんですけども、もうちょっと控え目な表現がいいのかなという感じもせんでもなくて、確かにそういうことができいくことは望ましいことではありますけれども、殊さら取り上げてというようなことでもないよう

な感じもするんです。これはいいです。そんな感じを受けますということで、関連終わり。

○**中野一則委員** 男女共同参画センターの指定管理者制度の二期の募集についてですが、今回また3年間の募集に入って、基準価格が2,623万6,000円ではありますが、今までの委託料よりも、19万7,000円ですけれども、高くなっておるんですが、委託料、管理料については基準を決めるのに、いろいろと過去のデータも含めて積み上げて基準価格にされたと思うんですが、高くなっている理由をお聞きしたいと思います。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 中で見ますと、上がったもの、下がったものがあるんですが、上がったものとしましては人件費の部分、やはり3年前とくらべまして、世の中の人件費のベアというのがアップしておりますので、その分を加味しました。それと、事業費のほうにつきましては、実績を見まして、需用費等を下げたということで、プラスマイナスした結果として若干上がったということでございます。

○**中野一則委員** これは入札か何かあるんだと思うんですが、この金額から現実の価格は下がるわけですか。

○**高原生活・協働・男女参画課長** 今後この内容で公募いたしますけれども、価格そのものの入札というのももちろんあるんですが、事業内容ですとか、そういったものも確認します。先ほどの資料の23ページに選定基準と配点というふうに書いてございますけれども、その3番のところで経費の縮減、こちらのほうが提示した金額よりも高いのは想定できないんですが、その金額よりも同額か、それ以下の部分のものと、それ以外に事業内容というのがございますので、そういったもの全体を確認しまして、そして委員会のほうで配点をした結果で決めるというこ

とで考えております。

○中野一則委員 担当部が違うから説明できないかもしれませんが、ほかの指定管理者制度の部分もやはり人件費ということ等で実際は高くなるんですか、全体を見た場合に。その辺は把握されておられますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 申しわけございません。ほかの部局のものについては存じておりません。

○中野一則委員 以上です。

○鳥飼委員 関連してお尋ねします。男女共同参画センターの第二期指定についてですけれども、今回の指定に当たって基本的な考え方というのは総務部から示されていますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 総務部のほうから方針といった形でマニュアル的なものは示されております。

○鳥飼委員 概略で簡単に結構ですけれども、主なところだけ御紹介いただけますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 ここに書いてございます募集方針、こういったものにつきましては、ほとんど行政経営課から示されたものを使ったものでございます。ただ、選定基準のところ、確かに男女共同参画という事業の個性がございまして、そこの部分は違いますが、それ以外の部分につきましては、選定委員会を設けるとか、1次審査をやって、2次審査でヒアリング等をする、そういったところについては全庁的に同じ状況になっております。

○鳥飼委員 その際に、今受けておられるところ、NPO法人みやざき男女共同参画推進機構というところが受けておられるということなんですが、今回も公募ということですか。非公募ということではないんですね。公募ということでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 公募いたします。

○鳥飼委員 そうしますと、競合といいますか、同じような運動をやっているNPO法人、それに類するものというのは県内にあるのでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 NPO法人の中にこういった男女共同参画をテーマとするところはございます。

○鳥飼委員 そうしますと、そこが受ける可能性もあると思っていいのでしょうか。あるとすれば、何カ所ぐらいあるのか。

○高原生活・協働・男女参画課長 もちろんございますので、今回公募を始めましたら、当然そういったところが手を挙げる可能性はあると思います。ただ、どのぐらい出てくるかにつきましては、わかりません。少なくとも前回のときには複数出てきたというふうに聞いております。

○鳥飼委員 今期が今年度までということなんですが、この評価というのが当然出てくると思いますが、第二期指定に当たっては、この評価というところも大きな分野を占めるのではないかと考えているんですけれども、そこはどんなふうに考えておられますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 さっきの発言で訂正ですが、複数出てきたと申しましたけれども、説明会にはお出になりましたけれども、現実に公募に応募したのは今の推進機構1カ所でした。訂正します。

評価につきましては、22ページの(5)で評価欄を書いてございますけれども、とにかく指定管理者制度で実際やってみまして、利用者に対する利便性というのがアップした、結果、すごく利用者も多くなったということですので、

そういった結果を反映した形で考えております。

○鳥飼委員 私、一番気になるのは、今回の管理料、若干あるんですが、3年置きに、大体がそういう方針なんですけれども、5年も国際課のほうにはありますけれども、そうしますと、指定が変わる場合もあると思うんですね。指定が変わらない場合、指定の中に——そこで働いている人がもちろんおられるんです。働いておられる人たちの処遇というのが一番気になるんですけれども、そこはどんなふうに評価というか、第二期の指定に当たって考えておられるのか、説明ください。

○高原生活・協働・男女参画課長 基本的には、もし相手が変わるということになりますときには、そこに雇われている方につきましては、その雇用している団体の責任でもって対応するということになろうと思います。ただ、今回の募集要項の中には、今現在雇われている方を継続雇用するという提案も受けますという形では記載してございます。

○鳥飼委員 高原課長に言うのは酷かもしれないんですけれども、これは行政経営課のほうになると思うんですが、そういう基本的な考え方を県として示すべきだと思っているんです。指定をされた指定管理者がそこで働いている人の雇用について責任を持つというのは当然なんですけれども、指定変更というのは当然予想されるわけで、その場合に指定者の側としてまとまっている県側としては、それについてこういうふうなことで臨んでくださいとか、指針というものを示していく必要があるんだと思っています。生活・協働・男女参画課長にはなかなかそういうところでは難しいかと思いますが、行政経営課、総務部と折衝する場面があると思うんです。そこはそこではっきりさせていただく

ようにお願いをしたいと思います。法の趣旨というのは、今までは委託でやっていたわけですが、なぜ指定管理者制度というものが地方自治法を改正されて行われてきたかというのは、安上がりに経費を節減すればいいんだという考え方じゃないと思っているんです。そうしますと、そこで働く人たちの労働条件も当然考慮していく義務が指定をする側にある。そこら辺は、論議がまだ我々としても不十分なところもあるし、総務部のところも不十分なところがあるのかもしれませんが、ぜひそういう議論もお願いをしておきたいと思います。答弁は要りません。

○中野廣明委員 台湾定期航空便、これはみんなで頑張らんと大変なことになると思います。今、商工がエージェントとの絡みでいろいろやっている。総合交通課は総合交通課でやっている。誘致に対しては、エージェントに対して、同じ県から2つ窓口があったりすると、渡邊次長が一番詳しいわけで、そこら辺はしっかりすみ分けをして、いいとこどりにならんようにしておかんとおかしくなると思うから、しっかりそこは協力しながら、きちっとすみ分けをするようにお願いしておきます。

○中村委員 先ほど井上委員が、県議会が積み重ねたものが採用されないで独立していったというような意味のことをおっしゃいました。そのとおりだと思うんです。県民政策部のほうがいろんな窓口であろうし、いろんなことを全部されるわけですから、部長と次長に言っておきますが、一般質問や代表質問でやったことが、議会が終わればそれでいいんだと、そういう執行部に考え方があるんじゃないかと。そうじゃなくて、一緒につくり上げていこうというふうに努力していただきたいし、また、議員をやめ

た某県議と、元県議と飲んだんですが、知事だけ目立って、全然議会の動きがわかりませんと。けんかになりました。何言っているかと、おれたちはこれだけやっているよという話をしたんですが、いやいや全然見えませんと。そうですね。いかに県議会が軽んじられているかですよ。皆さん方が採用しないんです。我々が幾らよい意見を言ったって、議会が終わればいいわと。また、特別委員会の結果を上げたって、見て、これを取り入れようとしないというお話がありました。それと一緒に。お互いがつくっていかないと今からはだめだと思うんです。各部にひとつ、部長、皆さん、言ってください。そして、よりを戻していかないと、ばらばらではだめです。両輪といいながら両輪じゃない。そのことをお願いしておきます。答えは要りません。

○外山委員長 よろしくお祈いします。

それでは、請願の審査に移りますが、請願第6号について執行部から説明がございしますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 特にございしません。

○外山委員長 それでは、以上をもちまして、県民政策部を終了いたします。執行部の皆様はお疲れさまでございしました。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時47分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○山下総務部長 説明に入ります前に一言お礼を申し上げます。去る5月25日、小林市、えび

の市、高原町において実施をいたしました宮崎県総合防災訓練に際しましては、県議会から議長及び当委員会の中野一則委員を初め、多くの県議会議員の方に参観をしていただきました。まことにありがとうございました。今後とも、宮崎県防災対策推進条例の趣旨を踏まえまして、県民の防災に関する意識の高揚等に努めてまいりますので、よろしくお祈いいたします。

今回御審議をいただきます議案及び報告事項等につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会資料によりまして、私からまずその概要を御説明いたします。資料の目次をごらんいただきたいと思います。

まず、1の特別議案関係、3件ございしますが、議案第1号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、関係省令の一部改正に伴いまして、県税の課税免除または不均一課税の適用期限を延長するものであります。

次に、議案第5号「退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、株式会社日本政策金融公庫法の成立に伴い、関係する条文の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号「市町の廃置分合について」であります。これは、日南市、北郷町及び南郷町を廃し、その区域をもって日南市を設置することについて、1市2町から知事に申請が行われたことを受け、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、県議会の議決に付するものであります。

次に、2の報告承認、専決処分承認を求めることについてであります。これは2件ございします。報告第2号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」であります。これは、県税

の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴い、平成20年3月31日に専決により補正を行ったものであり、その承認を求めるものでございます。

次に、報告第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方税法の一部改正に伴い、平成20年4月30日に専決により、不動産取得税、自動車税等に係る関係規定の改正を行ったもので、同じくその承認を求めるものであります。

次に、3の報告事項といたしまして、1つは、平成19年度宮崎県一般会計繰越明許費繰越計算書、もう一つは、宮崎県国民保護計画の変更についての2件でございます。

最後に、4のその他の報告でございますが、本日御報告いたしますのは、1つは、宮崎県東京学生寮の指定管理者第二期指定について、このほか、ごらんの2件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課・室長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。私からは以上であります。

○馬原総務課長 総務課でございます。

平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

お手元の平成20年6月定例県議会提出報告書の187ページをお開き願いたいと思います。これは、県有施設災害復旧事業のうち、去年の台風4号及び5号により被災した件でございますが、総務課につきましては、県有施設災害復旧事業でございます。総合農業試験場亜熱帯作物支場の圃場ののり面、道路の復旧工事につきまして、工法の検討などに日時を要したことにより繰り越しとなったものでございます。繰越額は500万円でございます。

続きまして、常任委員会資料の14ページをお

開きいただきたいと思います。宮崎県東京学生寮の指定管理者第二期指定について御説明をいたします。

まず、1の宮崎県東京学生寮の概要でございますけれども、宮崎県出身者で東京都及びその周辺の大学等に通う男子学生を対象とした施設でございます。千代田区市ヶ谷駅近くの宮崎県東京ビル内に設置しておりまして、1部屋2名の部屋が50室ございまして、募集人員は毎年50名程度、入寮期間は2年間というふうになっております。

次に、2の第一期の管理運営実績についてでございます。(1)の概要に書いておりますが、東京を本社とする警備会社のジャパンプロテクション株式会社を指定管理者としまして、平成18年度からの3年間、学生寮の寮監業務や施設管理業務等を行っております。(2)の施設の利用状況でございますが、入寮者数は、毎月末日の人数を1年間の延べ人数としたものでございますけれども、指定管理者制度を導入いたしました18年度が1,016名、19年度が856名ということで、稼働率は、それぞれ18年度が84.6%、19年度が71.3%となっております。19年度の入寮者が減少しておりますのは、申込者が例年より少なかったことに加えまして、不合格になった学生の辞退が多かったことなどによるものでございます。次に、(3)の施設の収支状況でございますが、収入につきましては、17年度は県からの委託料でございますが、指定管理制度を導入いたしました18年度以降は、県からの指定管理料と利用料金の合計となっております。経費である支出を差し引いた収支差額は、18年度が321万8,000円、19年度が131万3,000円となっております。(4)の管理運営状況でございますけれども、利用者の利便性やサービスの向上、利用者

増の方策として、ここに記載しております取り組みを行っているところがございます。

15ページでございます。(5)の評価及び課題についてでございますが、保護者への情報誌の発行、パソコン等を整備したラウンジの設置、募集受付専用フリーダイヤルの設置など、利用者サービスの向上、利用者増を図るための取り組みがなされておまして、入寮者や保護者の満足度もおおむね良好でございます。それから、防災用品の配備や入寮者の急病時の対応など危機管理への対応も適切に行われております。また、施設の収支も安定しており、施設の管理運営も適切に行われており、制度導入前と比較しますと、財政支出の縮減あるいは利用者サービス向上など、効果があらわれているものと考えております。

次に、3の第二期の募集方針(案)についてでございます。(2)の指定期間につきましては、21年度からの3年間とし、(3)の基準価格、これは指定管理料の上限額でございますけれども、年額994万8,000円、利用料金は、公の施設に関する条例で規定されております1人当たり月額1万8,600円以下としております。また、(5)の募集につきましては、本年7月8日から2カ月間の期間を設け、県公報や県庁ホームページ等での広報を行うようにしております。資格要件につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。(7)の選定につきましては、書類に基づく第1次審査を行いまして、その後、指定管理者候補者選定委員会でのプレゼンテーション等による2次審査を行うこととしております。選定委員会の委員につきましては、②のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。(8)の選定基準及び審査項目・配点でございますが、選定基

準につきましては、①の住民の平等な利用が確保されることから、⑤の環境保全への対応がなされることまで、それぞれの基準につきまして、右に審査項目を書いておりますが、これに基づきまして、審査することにしております。配点につきましては、業務遂行に必要な体制の確保などの管理運営能力、利用者サービスの向上など施設の効用の最大発揮、こういったことに点数を多く重点配分したところがございます。

(9)でございますけれども、東京ビルが学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等で構成されております一つのビルでございますので、それを一体的に管理することが合理的、効率的ということで、学生寮以外の部分の施設の管理につきましても、指定管理者となった事業者へ管理委託することとしております。

最後に、4のスケジュールでございますけれども、6月9日に第1回の選定委員会を開催いたしまして、募集方針等の検討を行ったところでありまして、今後は、7月8日から2カ月間の募集期間を経た後、ここにあります日程で1次審査、2次審査を実施しまして、11月定例県議会に指定管理者指定等についてお諮りする予定としております。

説明は以上です。

○加藤行政経営課長 行政経営課です。御説明いたします。

委員会資料の17ページをお願いいたします。平成19年度における行財政改革の取り組み状況についてでございます。行財政改革につきましては、19年6月に策定しました「行財政改革大綱2007」に基づき、取り組んでいるところでございます。19年度の主な取り組みについて御報告いたします。

まず、1の意識改革につきましては、①職員

の職務に係る倫理の保持を徹底するため、職員倫理規程を制定するとともに、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る取り組みを推進するため、副知事を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置いたしました。次に、②職員の意欲喚起と意識改革を図るため、職員からの政策提案を募集し、提案の中から一部を事業化いたしました。③県職員の自主的な地域活動を促進するため、職員力地域貢献推進指針を作成しまして、地域活動に参加する職員の意欲を高めるための意識啓発や環境づくりに取り組んでいくことといたしました。

次に、2の経営改革につきましては、まず、①スリムで効率的な組織体制の構築を図るため、県民政策部の新設や県税・総務事務所の設置など、本庁、出先機関にわたる再編を平成20年4月1日付で行いました。②知事部局、公営企業、教育委員会、警察本部ほかすべての部門での総職員数を対前年比274人減といたしました。次に、③と④ですが、適正な会計事務を確保するため、また適正な物品調達と物品管理を行うため、体制の強化や物品調達等の一元化を行いました。⑤宮崎パスポートセンターでの旅券の日曜日交付などを開始しまして、県民の方々の利便性の向上を図りました。

18ページをお願いいたします。3の協働改革につきましては、まず、①県民のさまざまな意見を県政に反映させるため、知事が県民と直接意見交換を行う県民ブレイク座談会や県民フォーラムなどを実施いたしました。②県とNPOとの協働による事業を50事業行いました。③公社等改革指針に基づき、引き続き改革を推進しまして、対前年度比、財政支出で4億円の減、派遣職員で17名の減となりました。④住民サービスの向上や事務処理の迅速化を図るため、19

年度には33法令383の事務を市町村へ移譲いたしました。

4の入札改革につきましては、①公共工事とこれに伴う業務委託については、電子入札を全面導入するとともに、予定価格250万円以上の公共工事については原則、条件付一般競争入札に移行いたしました。②建設産業の健全な発展と良質な社会資本の整備を進めるため、公共工事に係る最低制限価格を引き上げるとともに、公共工事に係る業務委託について最低制限価格を設定することといたしました。③本庁における予定価格1,000万円を超える物品につきましては、条件付一般競争入札に移行することといたしました。

最後に、5の財政改革につきましては、①中期財政見通しの264億円から386億円まで拡大した収支不足を、さらなる事務事業の見直し等により286億円にまで圧縮いたしました。主な取り組みとしましては、人件費の削減により14億円、投資的経費の縮減・重点化により6億円、事務事業の見直し等により76億円、歳入確保対策により4億円の収支改善を図りました。②ゼロ予算施策の推進や職員政策提案の事業化のほか、不適正な事務処理に関する再発防止策として調整事務費の導入や流用手段の簡素化を図ることといたしました。

主な取り組みは以上ですが、その他の各種取り組みにつきましては、別冊に取りまとめております。平成19年度における行財政改革の取り組み状況についての説明は以上でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。指定管理者制度の第二期指定についてでございます。先ほど総務課長から東京学生寮の第二期指定について御説明いたしましたけれども、私からは第二期指定の全体について御説明いたし

ます。

まず、1の基本的考え方ですが、21年度から指定期間が始まる第二期指定につきましては、第一期指定期間における実績やその評価を第二期の募集や選定等に反映させ、さらに県民サービスの向上と適正な管理運営の確保を図ることとしております。

2の対象施設ですが、第一期指定の62施設のうち、20年度末に指定期間が満了する57の施設と21年度から新たに制度を導入する4施設の計61施設でございます。なお、21年度から新たに制度を導入する施設は、川南遊学の森と高岡土木事務所管内の県内3団地でございます。

次に、3の第一期指定期間の実績・評価についてでございます。施設の利用状況につきましては、利用者数が把握可能な24施設で見ますと、制度導入前の17年度に比べ、利用者数が増加している施設が16施設、減少している施設が8施設となっております。また、収支状況につきましては、19年度黒字の施設が48施設、赤字の施設が7施設、収支差なしが7施設となっております。次に、管理運営状況につきましては、協定書等に基づき、また県の指導監督のもと、業務運営、施設の維持保全等が行われているところですが、制度導入前に比べて、以下のようなサービス向上が図られています。例えば開館日の拡大や利用時間の延長、利用料金の引き下げや弾力化などがございます。

20ページをお願いします。第一期指定期間の全体評価といたしましては、全体としておおむね適正な管理運営が行われておりまして、また指定管理者のノウハウや創意工夫により、県民サービスの向上や経費削減が図られるなど制度導入の効果が得られているものと評価しています。しかし、一部に、施設や設備、サービス内

容等についての利用者からの要望への対応、利用者の確保、収支改善などの取り組みが求められているものもございます。

次に、4の第二期指定への対応についてでございます。まず、(1)の公平性、透明性の確保につきましては、民間有識者や施設利用者を半数以上含む候補者選定委員会を設置しまして、募集方針の審議や候補者の選定を行います。また、募集・選定過程において積極的な情報公開に努めます。(2)の募集方法、広報につきましては、応募者をふやして競争力を高めるため、募集はすべて公募とするとともに、募集期間は約2カ月間を確保いたします。(3)の指定期間、基準価格につきましては、企業や団体の新規参入機会の確保や、サービスの継続性、安定性等を勘案しながら、施設の実情に応じた指定期間を設定いたします。また、適正な管理運営に必要な基準価格を設定いたします。(4)の審査項目につきましては、一層のサービスの質の向上や適正な管理運営の確保を図るため、利用者満足度把握や苦情・要望への対応、個人情報保護への対応等を審査項目に新たに設定いたします。(5)の指定管理者間の引き継ぎにつきましては、第一期と第二期で指定管理者が入れかわる場合に、引き継ぎが円滑かつ確実に行われるよう、十分な引き継ぎ期間を確保するとともに、引き継ぎに係る県の指導監督を徹底することといたします。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、先ほどの総務課長の説明と重複しますので、省略させていただきます。

次のページ以降に、第一期指定期間の実績と第二期指定についての一覧表をつけております。

行政経営課の説明は以上でございます。

○西野財政課長 財政課でございます。

常任委員会資料の6ページをお開きください。報告第2号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」であります。

これは、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴うものでありまして、議会への報告、そしてその承認を求めるものであります。補正額は10億9,535万5,000円の増額であり、この結果、平成19年度一般会計歳入歳出予算の規模は5,489億9,980万8,000円となります。

内容についてであります。まず、歳入につきましては、いずれも2月補正編成予算以降の増減の補正でありまして、県税が17億500万円の増額、地方譲与税が2億3,350万5,000円の増額、地方交付税が7億9,328万3,000円の増額、交通安全対策特別交付金が1,038万9,000円の増額、国庫支出金が2億4,539万2,000円の増額、財産収入が2億1,802万9,000円の増額、繰入金が66億円の減額、諸収入が8億4,025万7,000円の増額、県債が36億4,950万円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、まず、総務費であります。11億2,760万8,000円の増額でありまして、その内訳は、退職者の確定に伴う退職手当が2億4,825万9,000円の減額、県債管理基金への積み立てが13億7,586万7,000円の増額となっております。衛生費は1,241万9,000円の増額でありまして、内容としては産業廃棄物基金への積立金となっております。農林水産業費は6万1,000円増額で、内容としては、森林環境税基金への積立金となっております。また、警察費は76万6,000円の増額、教育費は4,549万9,000円の減額となっております。これはいずれも退職手当の確定によるものであります。以上でございます。

○後藤税務課長 7ページをお願いいたします。県税収入について御説明を申し上げます。

19年度の県税収入見込み額は、県税計、収入見込額②の欄であります。1,001億8,500万円です。税収が1,000億円を超えるのは初めてでございます。専決で17億500万円の増額補正をいたしております。その主な理由であります。補正額の欄をごらんいただきたいと思います。個人県民税につきましては、市町村の徴収努力によりまして、徴収率が12月の見込み時より改善が見込まれることなどによりまして、4億7,000万円余の増。次の法人県民税と法人事業税であります。合わせて6億円余ありますが、これは、前年度、税が出なかった1企業が3月に3億円の申告納税を行ったことによるものが主であります。譲渡割地方消費税であります。前年度に比べまして、2月、3月に3億1,000万円余の増となったことによるものであります。以上であります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第1号を御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。議案第1号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

改正理由であります。農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の改正に伴いまして、特定の農村地域と中心市街化地域について、県税の課税免除及び不均一課税を行った場合の地方交付税の減収補てん措置が延長されることになったため、関連する規定の改正を行うものであります。2の改正内容であります。農村地域工業等導入促進法に基づく県税の課税免除の適用期限を平成21年12月31日まで延長し、また中心市街地の活性化に関する法律に基づく県税の不均一課税の適用期限を平成22年3月31日まで延長するものであります。施行期

日等につきましては、公布の日から施行いたしまして、4月1日から適用することといたしております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」であります。宮崎県税条例の一部を改正する条例であります。

改正理由であります。地方税法の一部を改正する法律が4月30日に公布されまして、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税につきまして、改正が行われたことによるものであります。いずれも賦課徴収の根拠となる規定であり、直ちに条例の改正を行う必要があったため、専決を行ったものであります。2の改正内容であります。①従来、法人と法人でない社団等を含めて法人等として、法人県民税の納税義務者としていましたが、収益事業を行う法人でない社団等を法人とみなし、収益事業を行わないものにつきましては納税義務者から除外するよう、所要の規定を整備したものであります。②につきましては、これまで国税の法人税のみの制度となっていました租税条約に基づく相手国との相互協議中の徴収猶予制度が、法人県民税、法人事業税についても導入されたため、県税条例についても対応する規定を創設するものであります。③につきましては、一定の要件を満たす住宅の用に供する土地を購入した場合の不動産取得税の減額措置につきまして、2年間延長するものであります。④の自動車税につきましては、低燃費や排ガス規制基準の適合車など環境負荷の小さい自動車について自動車税を軽減し、環境負荷の大きい自動車についての自動車税を重課する措置を2年間延長するものであります。施行期日につきましては、5月1日から施行いたしまして、4月1日

から適用することとしております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターでございます。

同じく常任委員会資料の3ページをお願いしたいと思います。議案第5号「退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由でございますが、株式会社日本政策金融公庫法の成立に伴いまして、関係する条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。次に、改正の内容でございます。本年の10月1日に、ここに書いてございます金融機関、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行が統合されまして、株式会社日本政策金融公庫となりますことから、退職条例の12条に規定されております国民生活金融公庫を株式会社日本政策金融公庫に改めるものでございます。内容につきまして、4ページに新旧対照表がございます。ここにございますように、年金等を担保に供することのできる金融機関を定めてあるところでございますが、現在、国民金融公庫が行っている年金等を担保とする貸付業務は、平成20年10月1日から株式会社日本政策金融公庫に引き継がれることとなります。

説明は以上でございます。

○坂本市町村合併支援室長 議案第8号「市町の廃置分合について」であります。

委員会資料の5ページをごらんください。概要であります。日南市、北郷町及び南郷町を廃し、その区域をもって新たに日南市を設置するものであります。2の合併協議の経緯であります。昨年9月28日に合併協議会が設置されまして、その後7回にわたる協議を重ねられま

して、本年3月7日に協定の調印に至ったところでもあります。3の主な協定の内容であります。3の主な協定の内容であります。合併方式は新設合併、合併期日は平成21年3月30日となっております。同じく3の(5)の議員の取り扱いにつきましては、現在42名の議員がいらっしゃいますが、在任特例を適用いたしまして、合併の日から2年間、引き続き新市の議員として在任され、2年後、定数減により30名の議員定数となる予定であります。最後に、今後の手続の流れであります。この後、県議会の議決をいただければ、知事がこれを決定し、その後、総務大臣への届け出、告知が行われ、合併の効力が生じ、来年の3月30日に合併ということになる予定であります。

説明は以上であります。

○武田危機管理課長 宮崎県国民保護計画の変更についての報告でございます。

委員会資料の13ページをごらんください。詳細は県議会報告書の197ページから209ページでございますけれども、13ページで説明させていただきます。まず、1の計画の作成・変更の経緯等です。県におきましては、国民保護法に基づきまして、平成18年3月に宮崎県国民保護計画を作成し、翌年1月には、職員による24時間監視体制や国や県の組織改正などについて、国民保護協議会による審議、内閣総理大臣承認を経て1回目の計画変更を行ったところであります。今回の変更は、国の基本方針の変更を受け、国や県の組織改正等の軽微な事項について、本年3月25日に変更を行ったところでございます。

2の変更の内容について御説明いたします。今回の変更は、前回の変更から国の基本指針の改正された平成19年10月までの状況変化を反映したもので、以下の3項目について変更いたし

ました。まず、(1)の国などの組織改正に伴う変更であります。①から③にありますように、防衛施設庁に関する組織改編や日本郵政公社の民営化等に伴いまして、名称変更等の修正を行いました。次に、(2)の県の組織改正に伴う変更であります。①②にありますように、出納長の廃止や、会計管理局、県土整備部等の設置に伴いまして、対策本部の組織等の記載について所要の変更をいたしました。最後に、(3)のその他統計データの更新等に伴う変更としまして、高千穂鉄道の路線の休廃止に伴って本県の地域特殊性に係る記載を修正するとともに、人口その他の統計データの更新を行っております。以上でございます。

○外山委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案関係についての質疑をお願い申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、その他の報告事項につきまして、何かございましたらお願いします。

○米良委員 行政経営課長、17ページで報告をいただきましたが、職員の意識改革の件で、以前、職員の政策提案のいろいろな取り組みがありましたけれども、一昔前でしょうか、19年度の特筆すべき職員提案の事業等について紹介をしていただければと。

それともう一つ、18ページですけれども、入札改革についていろいろ今議会も議論がなされたところでありましたが、75%から85%に引き上げていただきました。さらに、90%ぐらいにはしてほしいという要請も非常に多いわけでありまして、その裏には、不落不調が特に多いと。そういう状況の中で、建設業界も非常に苦しい立場に立たされておるのは御案内のとおりです。それについての動き、どういうふうな協議がな

されておるのか、その辺をお尋ねいたします。

○加藤行政経営課長 まず、1点目の職員提案の件でございますけれども、報告書にもありますように、提案の一部を事業化したものがございますので、それを紹介させていただきます。20年度の予算で、「宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業」ということで、これは276万でしたけれども、中山間・地域対策室で取り組むことといたしております。それから、「宮崎おもてなし日本一実践事業」ということで、これは観光推進課のほうで担当してもらいますけれども、452万9,000円というもので、こういったものを予算化いたしております。

入札改革のほうでございますけれども、いろいろとその後の見直し等ございまして、先般、知事のほうも、状況を見て見直しもということでございまして、まだ具体的に今の段階で申し上げるものはございませんけれども、引き続き関係部と協議してまいりたいというふうに思っております。

○米良委員 最前も県民政策部の中でいろいろ話が出ましたが、中山間地の対策等々でいろいろな意識調査から今後取り組むべきいろんなこと等について議論しました。その中で、単なる机上論の調査ということではなくて、職員みずから行って、出かけて行って調査をして、もうちょっと踏み込んでいきなさいよという話等もしたわけですが、職員が政策を提案する場合の一つの根源となるものは、現場の生の実態を踏み込んで行って調査をして、そして反映をするというような形にならないと、机上論ではなかなか身についたそういうものが出てきませんから、特にその点を要請しておきたいというふうに思うんです。

入札の改革ですけれども、このまましておい

たら大変ですよ。皆さんもお気づきでしょうけれども、だんだん業者が減っていくその過程において、これから公共事業をやる者がおるかなということになっていったら大変ですよ。その辺も実際の業界の皆さんたちの本当の声を、皆さん、対応を前提として、もうちょっと調査研究をしないといかんと思うものですから、その辺のこれからの改革に当たっての生の声を聞いてほしいです。議会でも大分出ましたけれども、どうですか、将来、皆さんの対応していくあれは……。

○加藤行政経営課長 私どものほうも、総務部としてもそのあたりの実態を十分把握する必要がありますので、公共三部のほうが主体的にやっておりますから、関係部とも一緒になって勉強したいと思っております。

○米良委員 ぜひひとつ。

○鳥飼委員 最初に、国民保護計画のことでお尋ねしますが、13ページ、中身はわかったんですけれども、②の第1回変更、県における24時間即応体制の強化というところが書いてあるんですが、ここを具体的に説明いただけますか。

○武田危機管理課長 24時間の監視体制ですけれども、17年の台風14号の発生等を受けて災害監視室等も設置されておりますけれども、24時間体制で4名の非常勤を採用しまして、本庁の職員も土日、夜間、いわゆる執務時間外に宿泊しまして、情報収集を図っておるという体制でございます。

○鳥飼委員 これは台風災害といえますか、こちらも兼ねてということになっているんですか。

○武田危機管理課長 危機管理ということで、台風災害も兼ねて、国民の保護も兼ねていろいろな事象について県として情報収集しているという体制でございます。

○鳥飼委員 非常勤職員の方が4名おられて、そして課長以上ですか、交代で24時間の2名体制をとっておると。それはこちらの国民保護計画とあわせて、台風災害とかそういうものもあるので、そういう体制をとっているという理解でよろしいのでしょうか。

○武田危機管理課長 台風災害もすべて県の危機管理として事象を把握しているということでございます。なお、課長補佐以上の幹部でやっているということでございます。

○鳥飼委員 具体的に言いますと、昼間は職員がいますね。5時から翌日の8時半まで一つのサイクルと見るのかどうかかわからないんですけども、そのときに2名体制ということになって、課長補佐が何人おるかわかりませんが、大体何回ぐらい回ってくるのでしょうか。

○武田危機管理課長 年に2回から3回ということに入っています。

○鳥飼委員 続けて、指定管理者について行政経営課にお尋ねをいたしますが、19ページに基本的な考え方とかそういうことが書いてございますけれども、第二期指定に当たっての基本的な考え方というか、それは各担当課というか、各部に示してあるんですね。

○加藤行政経営課長 関係課全課に対して説明してあります。

○鳥飼委員 前回と違って新たに加えたものとか、削除したものとか、何かありますか。

○加藤行政経営課長 例えば20ページの審査項目ですけれども、ここに利用者満足度把握や苦情・要望への対応というのがございます。要望・苦情の対応というのは、利用者の声とかいうのは聞いておりましたけれども、審査の段階であらかじめ、きちっとどういうふうに対応するか、考え方を聞くというのを明確にしたとか、個人

情報保護というのは当然なんですけれども、こういったところをきちっと明確にしたというのがございます。それから、県民サービスの向上あるいは適正な管理運営というところに重点を置きますので、16ページに配点がございましてけれども、②と③のところは30点、40点というふうに高い配点になっているかと思えます。管理運営に係る経費削減のところは10点ということで、前は30点とか高い配点になっておりましたけれども、今回はコスト面よりか管理運営のほうに重点を置くという形、これは施設によって若干違いますけれども、おおむねそういったような方針で今回は考えております。

○鳥飼委員 今回の基本的な考え方を示したものを後ほどいただきたいと思えます。

私、一番この制度で気になっておるのは、指定管理者制度、指定されたところで働いている人たちの労働条件です。ここが一番気になるんです。法の目的も、経費を節減しなさいということではなくて、開かれたといいますか、住民に公正公平な形で明示しなさいということだろうと思うんですが、そこら辺は、労働条件、どんなふうを考えておられますか。例えば、マリナーがあるとすると、そこに10人働いていたとしますと、5人がその職員であったと、5人は臨時職員、非常勤職員であるだろうと思うんですけども、その際に、次やるときには3人を正職員にして、残り7人を非常勤にするとか、いろいろやり方があると思うんです。そこら辺の働く人たちに対する配慮、そこは今回の第二期指定に当たって、基本的な考え方の中に反映されていますか。

○加藤行政経営課長 これは第一期も第二期も同じだと思うんですけども、施設管理運営を適正にやっていただくことが一番の目的ですの

で、それに必要な体制が整えられているかどうか、そういう人材あるいはそれに向けた具体的な計画があるかどうかということを審査いたしまして、その体制の中で職員処遇といたしますか、職員それぞれの仕事、役割というのも審査することになっておりますし、基準価格のほうも類似の業種の人件費等を勘案しながら算定することになっております。

○鳥飼委員 課長が言われたように、基準価格を決めていくわけですけれども、安ければいいという問題ではないというのはこの法の趣旨なんです。特に今回の場合は、指定管理者間の引き継ぎということも想定されるわけですから、当然、県にやれることは限られているかもしれませんが、そういうものを契約書なりそういうもので残しておく。中身についてはいろいろ手法はあると思うんですけれども、それはやっていかなくちゃならないと思っているんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○加藤行政経営課長 これはなかなか難しい問題だというふうに思います。協議書の中で……、これは指定管理者が変わった場合の話だと思うんですけれども、前の指定管理者の職員を次の指定管理者に雇用するよにといったような要請、条件づけというのは基本的には困難だと思います。ただ、次の指定管理者も、それなりの能力、人材を持った指定管理者だからこそ指定者になるんだと思うんですけれども、その中で、こういった人材がいなくて、過去の経験がある人がいないだろうかということになれば、県としても間で情報を提供したり、そういう側面的な支援はできるかと思います。第一期のときも、新しい指定管理者から前の職員を雇用したいというような御相談があったときはいろいろ情報を提供した経緯がございます。

○鳥飼委員 前のことは言いませんけれども、制度導入が図られたのは、危機管理局長が担当の課長のときだったと思いますが、結局、制度を導入して、例えば青少年協会はそのもの自体はなくなったんです。ずっと20年、30年、県がお願いしてつくってきた財団法人なりそういうところで働いてきた人たちは、首を切られたわけです。公園協会も一緒です。公園協会も同じように指定管理者制度をそのまま入れてしまった。そして、今、具体的に仕事がない人を何人も知っているんですけれども、それではあんまりではないかと、県の準機関で働いていたわけですから。今回の場合も、指定管理者制度が変わったら、知りませんよと、あんたところで考えてくださいというのは、ちょっと無責任ではないかと思います。ここでどうこうというのは難しいかもしれませんが、その辺の引き継ぎなりがうまくいくようにとか、働き続けられるようにということで、それは契約の中でうまいぐあいうたっていけば、そういうことをやっているところもあるようですから、十分検討していただいて、そこで働く人たちのことも考えておいていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

関連して、東京学生寮が総務課の担当でいろいろ御説明があったんですけれども、14ページ。わからないものですからお聞きをいたしますが、2の(3)の施設収支状況というのがありまして、収入(a)、18年度が2,900万、19年度が2,600万、うち指定管理料というのが額が変わっているんですけれども、これはどんな算定の方法になっているのでしょうか。

○馬原総務課長 指定管理料を、当初基準額を定めたわけでございますけれども、この指定管理者から提案がありましたのが、18、19、20年

度で指定管理については料金収入を努力するというようなことで、3カ年で指定管理料については漸次低減していくというような提案がございまして、したがって、18、19、それから今年度、指定管理料が減っていくような形になっております。

○鳥飼委員 16ページの(9)、東京学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィスで構成される一つのビルであるということで、その他の施設の管理も指定管理者となった事業者が管理を委託することができるようになっております。トータルでということになっているんですけれども、もしわかれば、委託料、どんなふうになっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○馬原総務課長 19年度で申し上げますと、全体経費、これは東京ビルの部分でございましてけれども、総務課分として1,926万8,000円、これは商工のほうになりますけれども、フロンティアオフィスの分が280万5,000円ということで、トータル2,207万3,000円ということになっております。

○鳥飼委員 この分と合わせると、指定管理料、低減をしてきているんですけれども、同じような理由なんですけれども、そこで働く人たちのことが私、いつも気になるんですけれども、ですからお聞きするんですが、トータルすると下がっていないというふうに見てよろしいのでしょうか、指定管理料と合わせて。

○馬原総務課長 東京ビル以外の分につきましては、同額で契約をしております。

○鳥飼委員 東京ビル以外の分——学生寮と職員宿舎、フロンティアオフィスというのはよそなんですか。

○馬原総務課長 東京ビルそのものが、学生寮と東京事務所に勤務している職員宿舎、長期研

修者の職員寮、本県の中小企業が東京等で活動する場合の拠点としてフロンティアオフィスということでしてはいますが、学生寮以外の部分、その部分についての今の金額でございまして。

○鳥飼委員 事業者は大きい事業者でしょうけれども、先ほど行政経営課長にも申し上げたような、そこらについての審査、それをしておられるのでしょうか。

○馬原総務課長 この事業につきましては、事業報告書、業務報告書というのを毎月出させていただきます。現地調査につきましても、年に4回程度向こうのほうに出向きまして、賃金の支払い状況とか、そういったものも確認しております。労働関係等違反していないかとか、そういったチェック等はやっております。

○鳥飼委員 行政経営課も一緒なんですけれども、ぜひそこら辺の視点も押さえておいていただけたらと思っております。

行財政改革でお尋ねをいたします。いろいろとございましたけれども、時間も迫っていますので、多く申し上げますが、いろいろと書いてありますけれども、私、本会議でも申し上げましたけれども、職員の定数減といいますが、削減のスピードがちょっと速いんじゃないかと思っています。例えば、知事部局等を見ますと、別紙の資料、2ページにございますが、平成20年で3,996人というふうになっております。19年から18年、ずっと削減をしてきているんですけれども、平成22年の目標が3,969人、ここには書いてありませんけれども、そして23年が3,931人ということになっております。平成22年の目標としても、2年間で33人ということで、かなり前倒しで削減をしておられるようなんですけれども、そこら辺は予想どおりというか、

予定どおりということなんでしょうか。

○加藤行政経営課長 この計画は「行財政改革大綱2007」で23年度目標としておりまして、年度ごとに同率で削減ということでは当然ございませんで、やはり組織を扱ったときとか、退職者が大量に出るときとか、そういったことによってその年度年度で削減の数は変わってくると思います。これまで、委員のおっしゃったように、同じ数だけ割り振っていくのであれば少し速いかなということもございますけれども、そういったほかの要素もございますので、少し早目の達成率になっていると思います。

○鳥飼委員 人事課長も一生懸命頑張っておられていただいているんですけども、現業の任用がえとかいろいろなものがあって、そのケアとか、フォローをやっていただいているんですけども、行政経営課の視点が急激過ぎるような感じがして、本会議でも申し上げたように、部長にも言いましたけれども、職員が仕事に追いまくられてしまっている。ほかのところに目を向ける余裕がないような感じを受けているんです。端的にあらわれているのは、そういう配慮を人事課ではしてもらっていますけれども、現実職場の周りの人たちはそこまで及ばないとか、そういうのが現実じゃないかと思っていまして、そこはしっかり職場を見ていただきたいなと私は思っているんですけども、加藤課長はどんなふうに思っていますか、お聞かせください。

○加藤行政経営課長 確かに、今の財政事情で組織のスリム化というのが非常に求められているところがございます。仕事の効率化をすることとか、アウトソーシングだとか、あるいは組織内でも担当制によって効率的に動けるようにするだとか、片方で削減しながら、片方で仕事を効

率的に進めるような工夫はいたしているところがございます。

○鳥飼委員 余り答えになっていないような感じがするんですが、それはそれで努力をしていただくのは当然ですが、例えば本会議でも部長にも言ったかもしれませんが、臨時職員とか嘱託職員の通勤手当、これは支給していないですね。これはどんな考えなんでしょうか。通勤費用も要るし、いろんな費用が要ると思うんですけども、せめて通勤手当ぐらいは支給すべきではないかと思っているんですけども。

○岡村人事課長 通勤手当について御指摘いただいておりますけれども、通勤手当につきましては、規定上、今、本県においては支給をやっていないということになっております。それぞれ、非常勤、22条の単価の設定において、その職務の特殊性に応じて、資格職種については少し高かったりとかいろいろ設定しております。そういうことで、その単価で御了解いただいた方について、通勤手当を支給しないという条件で来ていただいているというのが実態でございます。通勤手当につきましては、これを仮に全体に支給するとなりますと、またかなりな予算等も伴う話になるものですから、そのあたりは、こういう非常に厳しい状況ですから、慎重に検討せざるを得ない状況にございます。ただ、御指摘にございましたように、非常勤とか臨時の方の確保について難しいような職種等もございますので、そのあたりについては、人材確保の面から、勤務時間とか業務内容とか、あるいはまた処遇とか、全体を含めて見直しということは今後とも必要ではないかと考えております。

○鳥飼委員 確かに、それを条件で来ていただいているというのは、そう言われればそのとおりですが、しかし、だからといって、秋葉原の

事件を持ち出すのは大げさかと思えますけれども、非正規雇用で来てもらっているんだからいいじゃないかというような理屈と同じですね。そこは、県は公的な機関ですから、公的機関がそういうことでは困ると思っているんです。宮崎市ですけれども、ことし4月から、嘱託職員だけに限っていますけれども、要綱をつくられて、若干ですけれども、1,700円とか2,400円とか、そういうことなんですけれども、通勤手当を出している。そういう努力もしているわけですから、そこは県も考えていただきたいなと思っているんですけれども、総務部長、どうですか。

○山下総務部長 話せば長くなるんですけれども、定数の問題にしましても、あるいは職員の勤務条件にしましても、正規であれ、臨時職員であれ、今の大きな行財政改革の中で我々は判断せざるを得ないというのが基本でございます。そういった中で、職員というのは、もちろんお金さえあれば、きちんとそういった委員御指摘のようなこともしたいし、満足して働いていただきたいというのが本当の気持ちですが、そういう中で本当に全員がせっぱ詰まっているかという、必ずしもそうではない、私が見ている限りの少なくとも正規職員についてはそうではないという気がしております。

臨時職員の通勤手当につきましては、先ほど人事課長が申し上げたようなこともございますが、今度、人事院のほうで、これは恐らく本省庁のところと関係がある部分だろうと思うんですが、非常勤職員あるいは臨時職員の勤務条件について触れるような話がございますので、そうすると、また新たな視点からそれを考えるということは出てくるかと思えます。

○鳥飼委員 確かに財政状況が厳しいというのはあるんですけれども、だからといって、通勤

手当も支給しないで来てもらっているからそれでいいですよということにはならないと思うんです。非常勤、嘱託の人たちも通勤して来るわけですから、それで来てもらっているから文句は言わせませんよというようなことでは、困ると思うんです。県が率先してワーキングプアをつくっている。確かに御主人が働いておったりとか、いろんな条件があるから、すべては当てはまらないにしても、そういう状況でやって、議場でも申しあげましたけれども、夜、皿洗いをしているとか、2つ働いて、ダブルジョブしている人が実際おるんです。それは知りませんよということではやっぱり困ると思うんです。それはどうにかしていかなくちゃならないという問題意識を持って、何とかできないのかというのがあってしかるべき対応だと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○山下総務部長 ワーキングプアのお話、委員もおわかりだと思いますけれども、宮崎県の臨時職員の場合に、例えば都会地で働く臨時なりの方とはちょっと様相は違うというところはあると思います。そういった中で、私どもが今、臨時職員の支給単価がどの水準にあるかということを見ると、少なくとも最低賃金を相当上回った単価ではお願いしているということでございます。全体をにらんだ中で財政的な配慮もせざるを得ないというのが私どもの考え方でございます。

○鳥飼委員 最低賃金を上回っているから、通勤手当の支給の必要がないということにはならないと思っているんです。最低賃金というのは本当に最低なんですから、罰せられる賃金なんです。そういう問題意識がないこと自体がおかしいと思っているんですけれども、問題意識を持った上で、財政状況も勘案をしながら、対応

を決めていくというのならわかりますよ。問題意識もなくでは決められないと思うんです。

○**山下総務部長** 問題意識がないわけではございません。少なくとも正規職員につきましては、通勤手当とかあるいはその他の各種の手当が、必要な措置はされている。その水準は別にして措置はされている。そういう中で、臨時職員については一切そういったことがないという意味では、問題意識は十分に持つべきだと思っております。もちろんそういった中で、財政状況との絡みでどう考えるかということでは、先ほど申し上げたようなことで、現時点ではこういった形でやらざるを得ないというふうに申し上げております。

○**鳥飼委員** そうしますと、今、非常勤職員1,000名、臨時職員250名程度ということだろうと思うんですが、これに仮に先ほどの2,000円なり、そういう低額の通勤手当を支給した場合にどれぐらい、財政的に余裕がないと言われてはいますが、計算されたことがありますか。

○**山下総務部長** 県職員の平均の通勤手当が1万円ちょっとなんですけれども、仮にそれで1,200人何がしに支給を1年間するとすると、年間1億5,000万以上かかるというふうに試算しております。

○**鳥飼委員** 1万幾ら出したらそうでしょう。しかし、1,000円とか2,000円とか宮崎市が努力をしているように――職員と同じにせよとは言っていないんです。それなりの、バスで来たりとかそういうことをやってきているわけですから、そういう部門でのどれぐらいだったら出せるんだろうかというような検討もやっていただきたいと思うんです。それが県という公の機関の最低限の仕事ではないかと思っておりますので、これ以上やると長くなりますから、きょう

はやめて、別の機会にしたいと思っておりますけれども、十分受けとめておいていただきたいと思っております。

○**外山委員長** ここでお諮り申し上げますけれども、日程が午後4時となっておりますけれども、このまま継続してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山委員長** このまま継続いたします。暫時休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時1分再開

○**外山委員長** 委員会を再開いたします。

○**中野一則委員** 総務政策常任委員会は初めてのなもので、初歩的なことを質問して申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

まず、行政経営課長にお尋ねしますが、入札改革ですが、③に本庁における予定価格1,000万円を超える物品とありますが、1,000万を超える物品は大体昨年度で何件あったのか、そして2つ3つ、超える物品名を教えてください。

○**柄本総務事務センター課長** 物品調達につきましては、本庁分、原則として総務事務センターでやっているところでございます。19年度に実施した、一般競争入札はことしから実施を予定して、今、既に数件実施しているところですが、昨年それと同等の額という程度で見た場合、全体合わせまして、50件程度になるんじゃないかと思っております。19年度に入札した案件で備品が相当部分を占めるわけですが、多数を占めるのは車両の購入が結構ございます。それから、試験研究機関における測定機器、こういうものも見受けられます。そういうものが中心になろうかというふうに思っております。

○**中野一則委員** 公共工事は250万円以上が一般

競争入札、こっちはほうは1,000万円を超える分については一般競争入札になるということですが、何か不公平な感じがするんです。であれば、こちらを250万にせよとは言いませんが、逆に公共工事も1,000万円ぐらいでいいんじゃないかと思うんです。いかがなものですか。

○**柄本総務事務センター課長** 今、委員がおっしゃいました1,000万という額についてでございますけれども、もともと物品調達につきましては、今まで一般競争入札というルールがありませんで、20年度から開始することにしました。ただ、開始するに当たりましては、額を若干段階を踏まえてやったほうがいいんじゃないかということで、当初はまず1,000万でございますが、物品調達につきましては、ことしの10月からは500万、来年からは160万というふうに順次下げているという考えの1,000万ということございまして、最終的には指名競争入札の基準であります160万という形になろうかというふうに思っております。

○**中野一則委員** 段階的に下げていくというわけですね。そうした場合に、本庁における予定価格はそうですが、出先でも160万を超えるとそうなるんですか。

○**柄本総務事務センター課長** 備品につきましては、基本的に200万円を超えるものにつきましては、すべて本庁で調達するというようにしております。したがって、200万円以下、それから160万円以上、ここの部分について若干出てくる可能性はございます。また、その他の備品以外の物品についても例はなくはありません。ただ、一般競争入札の導入に当たりましては、まず私どもは本庁で導入を考えておきまして、検証した上で出先のほうにも広げていこうということで、今のところ具体的にいつからやろう

という話までは決定はしておりません。

○**中野一則委員** 160万になったときに、本庁で買えば一般競争入札、出先ではそうじゃないということで出先で買おうとか、そういうことをする出先は発生しないんでしょうね。

○**柄本総務事務センター課長** 基本的に、今、160万の話が出ましたけれども、重要備品というのが100万以上になっております。この分についても制約があるかと思っておりますので、今のような形にはならないというふうに思っております。

○**中野一則委員** 印刷物は除くということですが、1,000万を超える印刷物はあるんですか。

○**柄本総務事務センター課長** 毎年額が動くことはございますが、1,000万を超える額というもので代表的な例を挙げますと、県の広報みやぎ、ことしから県議会広報を織りまぜた広報誌がございまして、これが数千万という形になります。大きな額です。そのほかにつきましては、今のところ19年度においては実績はないようでございます。

○**中野一則委員** 一般競争入札が10月からどんどん金額が下がっていけば、いずれ100万とか150万となるわけですが、それぐらいの印刷物はかなりあると思うんです。印刷物を除外した理由は何でしょうか。

○**柄本総務事務センター課長** 印刷物につきましては、契約の形態におきまして、現在、物品の売買という形をとっているわけでございます。しかしながら、印刷という、普通の物を買うのと違う要素がございまして、ほかの全国の例を見ますと、請負の契約という形の契約書を取り交わしてやる例が今出てきております。ただ、うちの場合、まだそこのところの検討ができておきまして、今現在は物品の売買ということでございまして、やはり請負という要素があり

ますものですから、その辺の形を整えてやることも必要ということで延ばさせていただきました。

○中野一則委員 印刷物については、日南だったですか、談合情報をわざわざファクスで市役所に出して処分をしたというのが新聞に載っておりましたが、そういう業界の体質はないんですか。

○柄本総務事務センター課長 承知しておりません。

○中野一則委員 委員長に聞くわけにはいきませんが、何かそういう事件があったという……。

○外山委員長 今のお話は、事件じゃなくて、そういうのはないということでしょう。

○中野一則委員 そういう体質があるといかんから、印刷物を一般競争入札から除くということが理解しがたいと思うんです。

○柄本総務事務センター課長 先ほど申しあげましたように、契約の形態の見直しが必要になるということでございますので、その部分について時間を多少必要とする関係から1年延ばしたということでございます。

○中野一則委員 印刷物も1年後は同じ考え方ですということですね。

○柄本総務事務センター課長 原則同じ考え方になると思います。

○中野一則委員 そのことは理解しました。

公共事業は250万円以上ですが、その辺の見直しとか、あるいは先ほども出ましたが、最低制限価格が75が85になりましたが、大変厳しいです。業界が冷え込まないようなことを考慮してほしいということを要望しておきたいと思いません。

次に、指定管理者制度について2～3お尋ねしますが、15ページの一番下のところに選定委

員会がありますが、委員長の決め方というのはどういうことで決めるわけですか。

○馬原総務課長 委員長につきましては、委員の互選ということで、第1回目の委員会を開催しましたときに決定をしております。

○中野一則委員 午前中のほうは職員が委員長になっておったものだから、今度は職員外がなっておるといことですので、そういうことには関係なく、互選で決めるということですね。わかりました。

それから、先ほど東京ビルの学生寮以外のその他の施設、委託管理料が合わせて2,207万3,000円でしたか、ジャパンプロテクションが同じくやっているというわけでありますが、管理料はこっちのほうは971万3,000円なのに、お願いしているほうが2,200万超えているということですが、指定管理者制度として、そういう入札みたいな対応できなかったわけですか。

○馬原総務課長 学生寮の部分につきましては、指定管理料が19年度で971万3,000円でございますが、別途利用料金ということで、利用料金収入については指定管理者が収入として上げて、それを経費に充てるという形をとっておりますので、実際の経費につきましては、こういったものも含んだ形になります。その他の部分について指定管理者と一緒に委託するというところでございますけれども、学生寮とその他の施設の部分で廊下等で共用部分もございまして、別途契約ということになりますと、そういった部分の経費が割高になるというようなことも考えられますので、一体的に管理するほうがより経費も削減できるという観点から、指定管理者について決定しましたら、そこの部分もあわせて一緒に委託契約するというようにしております。

○中野一則委員 その他の施設は指定管理者制

度にはなじまない施設ということですか。

○馬原総務課長 この指定管理につきましては、公の施設の部分で県民の方が利用されるということが前提でございますけれども、その他の部分というのが、東京事務所に勤務している職員の寮とかそういった形で、一般県民を対象とした施設ではないものでございますので、その分については指定管理者制度から除外しております。

○中野一則委員 同じく指定管理者制度の件について、行政経営課長にお尋ねしますが、19ページになります。収支状況が3の②に書いてあって、収支黒字、収支赤字というところで同じホテル業で高千穂荘は黒字、えびの高原荘は赤字ということですが、経営状況はなぜ一方は黒字、一方は赤字ということになっているのか、その経営状況等を簡単に……。

○加藤行政経営課長 大きくは利用者数の減、いろいろ燃料等のコスト増ということでございまして、ただ、片方の高千穂荘のほうは黒字になっていますが、18年は、金額を忘れましてけれども、赤字だったんですけれども、いろいろ誘客の努力をいたしまして、19年度は黒字に転換いたしております。

○中野一則委員 この2つの施設は納付金を逆に納める方式ですね。高千穂荘が4,500万、えびの高原荘がスポーツレクリエーション施設を含めて3,900万、えびの高原荘はずっと赤字かどうか分かりませんが、950万もの赤字、高千穂荘も18年度までは赤字だったということですが、納付金を滞納したというようなことはなかったものでしょうか。納付金の滞納という言葉がふさわしい表現かどうか分かりませんが。

○加藤行政経営課長 納付金はいただいております。

○中野一則委員 遅延して納入したというようなことはなかったでしょうか。

○加藤行政経営課長 県の歳入ですから、それはなかったと思います。

○中野一則委員 できたら過去にさかのぼって調査して御報告ください。お願いいたします。

それから、今度は、21ページ、22ページについてですが、一覧表が欲しいなと午前中に思っておったところにこれが来ましたから、ありがたかったわけですが、今までの指定料と今度二期目の指定管理料、基準価格が示されておりますが、例えば番号4、5、あるいは8、9、10、例としてはそれでいいと思いますが、実際は収支状況は黒字なのに、管理料はかなり上がりますね。そんなふうに読めないんですかね。指定管理料、基準価格が、例えば4、5のところを見れば、今、文化コーポレーションが指定管理者になっておりますが、平成18～20年の平均が4,803万、これが5,424万という金額、かなりふえる。しかも黒字なんです。なぜこんなに急激に高くなるのか。さっと計算すれば620万ふえるわけですね。

○加藤行政経営課長 第二期指定期間の額ですけども、基本的には、この施設を運営するのにどれほどのコストがかかるか、あるいはどれほどの人件費がかかるかということをもとに算定しております。第一期の管理料の基準価格も第二期の基準価格も、ほかの要素が変わっていなければ、額は近い額でございます。こちらの18年度から20年度の平均とおっしゃいましたのは、基準価格に対して複数の人が入札しまして、最終的に結んだ契約でございますので、基準価格より下回った金額で指定管理料が決まったということでございます。

○中野一則委員 経営の状況というのは余り加

味せずに基準価格というのは決められるわけですか。

○加藤行政経営課長 基本的には、施設を管理運営するのに幾らかかるかということでございまして、指定管理者の努力によりコスト削減した部分については、指定管理者の利益という形になります。

○中野一則委員 21、22を見てください。収支は536万2,000円も赤字なんですが、新しい基準価格はさほど上がらないわけです。これで実際の指定管理者に応募する人が出てくるのでしょうか。

○加藤行政経営課長 それなりに努力はいただいたんですけども、結果的に赤字ということでございますけれども、いろいろ基準価格は見直しはしていますけれども、やはり第二期についてもこの金額が妥当であろうということではじいた金額になっております。

○中野一則委員 一つ一つの経営状況を具体的にみてその基準価格というものは決めないと、せっかくの指定管理者制度といえども、成り立っていないのじゃないかと、私はそんなふうに懸念をいたします。15、16を見ていただきたいと思うんですが、これは契約期間が5年だから、今回二期ということには入らないわけですが、現実には、これは950万も赤字が発生しております。そこに、毎年、年額だと思っておりますが、3,900万も納付しなきゃならないという状況です。これが3年であったならば、見直しがあったのかどうかわかりませんが、納付金をまけてやろうとか何とかということに走ったのかどうかわかりませんが、私は地元として、えびの高原荘が仮に経営ができないということで、えびの高原荘の経営者がいなくなったとすれば、先に宮交の経営がリタイアしているわけ

ですので、大変寂しいえびの高原になるがなと思っています。その辺のことの配慮も欲しいし、これはあと2年後に二期が始まるわけですが、やはり経営状況というものを考慮しながら、納付金とかあるいは指定管理料の基準価格というのは決めてほしいと思います。そういう意味で、こんなに赤字が続いているのに、果たして納付金がまじめに期日内にされているものだろうかということも思ったところがあります。後で資料をいただきたいと思います。

前段へのコメントをお願いします。

○加藤行政経営課長 委員おっしゃいますとおり、基本的には、指定期間、次の指定をするときに、それまでの利用実績等、利用状況等を踏まえて、その納付金が適当であるかどうか、あるいはその指定管理料が適切であるかどうかというのを見直すことになっております。その時期時期で納付金も含めて見直したいと思っています。

○中野一則委員 高千穂荘が去年黒字というのは、ちょっと思い出しましたが、何回となく知事が行かれて、あの知事人気で観光宣伝が行き渡ったという話も聞いたんです。この前の私の一般質問で知事は、えびの高原に行ったことがあるかと言ったら、前は行ったけれども、最近には行ってないという話でしたが、やはり何回となくえびの高原や京町温泉に来てもらって、何かパフォーマンスを含めて、ああいう人だからパフォーマンスしてもらって宣伝してもらえば、利用者もふえると思うんです。そのことを総務部長はきちんと報告をして、毎月1回はえびの高原に来てもらうようお願いしておきます。要望しておきます。東京に行くより近いわけだから。

○井上委員 東京学生寮のことについてお尋ね

したいんですが、これは男子生徒だけなんですけれども、女子学生がこれを希望するということは全然ないというふうになっているのでしょうか。

○馬原総務課長 女子学生も最近進学率も高くなっておりますので、女子を入れることについてもいろいろ検討はしたんですけれども、今の建物の構造でいきますと、共同ぶろとか共同トイレということになっておりまして、動線の確保といたしますか、構造上非常に難しいということがございまして、女子の分についてはなかなか困難ということでございます。

○井上委員 これはいつ建設で、耐用年数といったらおかしいんですけれども、大体どのぐらいの……。

○馬原総務課長 建設したのが昭和47年でございます。耐用年数でございますが、税法上の耐用年数ということで60年になっておりましたが、平成10年に法改正がございまして、現在47年ということでございますので、あと10年ぐらいはあります。

○井上委員 あと10年ということからすればという意味なんです、例えば1部屋が2名とか、最近の子供たちからすると、同室というのはよさそうでまた悪かったり、いろいろするわけです。入居基準の一つの判断基準にさせられてしまうということがあると思うんです。例えば計画的に建てかえとか含めて、研究できないものかどうか、そこについてお聞きしておきます。

○馬原総務課長 1部屋2名でございますけれども、確かに保護者の方からも、ちょっと料金を上げてもらっても個室のほうが良いというような声も聞いておりますけれども、県の公の施設で設置しているということの目的等を考えますと、多くの方に利用していただきたいという

ことと、東京の大学に出ていくということで、経済的な理由等でこういった少しでも安い施設があると助かるという声もございますし、実際、非常に経済的に困らている方で入寮されている方もございますので、そういった観点からいくと、それなりの施設の存在意義、そういったものはあるのかなとは思っております。ただ、相部屋につきましても、宮崎から出て行って何も知らない中で相部屋でお互いに寂しさを紛らす、いろいろ友達になってそういった効果もございますし、3年、4年になっていきますと、それぞれまた東京になれたところで出ていきますので、そういった人生経験の面でもいいのかなというふうに思っております。

建てかえにつきましては、現在こういう形で学生寮をしておりますが、今後どうするかということについては、全体の東京ビルのあり方等も含めて、改めてまた検討していく必要があるかなというふうに思っております。

○井上委員 ぜひこれは検討していただきたいというふうに思うんです。実際の稼働率というのは、稼働率という言い方が正しいかどうかわかりませんが、入居率というのはそんなに高いものではないんですね。本来は、宮崎から親が考えたときに一番安心なのは、最初、1年生、2年生でやりたいと考えたとき、県の施設だと思うんです。私も何回かお願いした経緯があるんですけれども、女子学生であるということですぐはねられたりした経過があるわけですが、最近のニーズに合って、そして100%入れて、東京に子供をやる人たちの親にとって見たときに、一番最初はそこに入れられる可能性が高いような状況にさせていただけるのかなと。建てかえというのは、今の県の財政からというふうな言い方からされると厳しいと思

うんですけれども、それなりの考え方を持って、計画をまず順序よく立てていただけるといいかなというふうに思いますので、これは要望として聞いておいていただきたいと思います。

財政改革のことでお聞きしておきたいんですが、実は事業仕分け委員会というのがあって、いろいろな仕分けをした結果、事業の見直し等によって76億円の収支を改善したということが書いてあるわけですが、結局今まで76億円しないでいい事業をしてきたのかと言われると、これはまた判断というのが難しくなるのではないかなというふうには思います。私も職員の人たちと直接会ったときによく話をするんですが、宮崎県がいい事業を持っていた場合、非常にいい事業を持っているけれども、それを本来県がしなければいけないのかどうか一考ある事業というのは確かにあるんです。それをどう市町村につないで、市町村が財政力に合った形で引き継ぐというか、それをずっと継続してやっていただけると、県内にとって効果が出るんだがなという事業は現実にあるわけですね。すべてを県がやらないといけないということにはならないと思うんですけれども、76億円の収支を改善したという言い方が正しいかわかりませんが、事業仕分けした事業というのは無駄な事業だったのか、無駄な事業とは言いたくはないけれども、どういう事業だったのか。

○西野財政課長 事業仕分け委員会の提言を踏まえた対応でございますが、例えば民間看護教員養成補助事業というのがございまして、これにつきましては、仕分け委員会では不要という提言をいただきまして、その提言をいただいて、必要性について再度精査した結果、補助の必要性というのを見直しまして、廃止ということにさせていただいております。

○井上委員 先ほど言いましたように、市町村に丁寧引き継いでいったほうがいい事業というのも多分にあると思うんです。今までの事業の中でも、仕分け事業で没になった事業の中にも市町村がするといいいのになという事業とかもあると思うんです。その連携というのはとれるような状況になっているんですか。

○西野財政課長 事業仕分けの中で、そもそも民でやるべき、つまり行政でやる必要はないのではないかなという観点、行政でやるにしても、国がやるべきか、県でやるべきか、それとも市町村でやるべきか、そういった観点から議論が行われたところであります。市町村の観点からいいますと、ほかに権限移譲という形で今、実施しておりまして、そういった関係で条例に基づいて事業を移譲しているというものもありますし、また、昨年、仕分け委員会の提言が出るのが秋口と、本年度の当初予算に対応が間に合わなかったというものもあるかと思っておりますので、そういったものはこれから来年度の当初に向けて、事業のあり方、市町村に引き続きやっていただくかどうかも含めまして、検討させていただきたいというふうに思っております。

○井上委員 私は、市町村と事業をお互いが引き継ぐような場所というのがあるのかということを知りたいんですが、そこはありますか。

○西野財政課長 個々の事業をどうすべきか、その取り扱いについてはどうすべきかというのは、基本的に担当課で考えていただくことにしております。私は昨年、福祉の部署にございましたけれども、例えば特定の事業がありまして、これはぜひ各市町村にお願いしたいという場合は、各市町村を回って説明して御理解を促すような、そういった取り組みは各所属で行っていただくということになっていると思います。

○井上委員 今後もまだ事業仕分け委員会というのは続いて、もっともっと各事業を見直されてカットされてくる可能性というのはあるというふうに理解していいんですか。

○西野財政課長 仕分け委員会は、昨年度実施しましたが、今年度行う予定はございません。一度、昨年度あった事業について一定の整理をしていただくと。あくまでも、その意見は参考として、今後、中長期的な対応も含めて、事務事業の見直しの中でその判断というのを尊重しながら、あくまで参考として検討させていただきたいというふうに思っております。

○井上委員 各事業を各部が持ってきたときに、それについてのヒアリングをし、それについて決定をしていくというのは重要な過程だったと思うんです。結局、今までは無駄な事業を認めてきたということになるわけだけれども、どこかでチェックを働かせるとしたら、県政全般についてどういうふうな形で金を使っていったときに有効なのかということについての考え方みたいなのがきちんとしていないと、例えば各部は絶対にこれはいいと思って事業というのは出してくると思うんです。そのときにどうやって、今度は逆に言ったら、こちらで仕分け委員会をしないといけないわけだけれども、そのときの考え方というのが明確になっていないと、仕分け委員会が76億の収支改善ができるような状況になったというふうな書かれ方は、私たち県議会としてはそのチェック機能が甘かったということにも逆になるわけだけれども、短絡的にそうは言えないかもしれませんが、今度は、各事業をどうチェックしていくのかという、ある意味での一つのマニュアルとは言いたくないんだけど、何か考え方みたいなのをきちんとしていただかないと、来年度予算を決定していっ

たときに、また何年かしたときに仕分け委員会が出てきて、そして何十億削減しましたみたいな言い方を繰り返されるといふのには、いささか、今まで何を決定してきたのかという、そういう思いもあるわけです。県政にとってどれが重要課題であり、今何をやるべきなのか、どこに金を注ぐべきなのか、例えば入札改革の問題が出ましたけれども、そのことも含めてここに今、金を使ったほうがいいのかと考えたときに、きちんと金を使えるだけのそういう感覚というのが自分たちの中にそういう場も含めてあるのかというのが、こういうのが出てくると私たち疑うわけです。そこは今後きちんとできるというふうに、議論が十分できるというふうに思っているということですか。

○西野財政課長 この事業仕分けのところ、76億円の収支改善というのが、そもそも事業仕分け委員会の提言を踏まえたものも一部には含まれているということをごさいますして、例年こちらのほうで行っている事務事業の見直し、それに伴って、例えばスクラップ・アンド・ビルドのスクラップの部分で事業を積極的に見直したというものを含めて76億円という形になっております。我々としては、毎年徹底したゼロベースからの事務事業見直しというのをして、そこで捻出した財源を今度は重点施策なり、そういったものに集中的に投資していくという形で、選択と集中の一環として、毎年積極的に事務事業の見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

○井上委員 最後ですが、結局、財政改革をして、改革で痛みも伴いますということをおっしゃっているわけで、全体的にみんなが痛みを——ようやく自分たちで積み上げた財政改革を、ただ借金を返すだけと。借金を返すということは物

すごく大事なことです、借金を返すと同時に、もっと次の何かがやれるというふうにしていかないと、全く見直し、見直しだけで、本来積み上げて、職員が一生懸命頑張ってそういうふうな事業をやってきたものが実際は無駄だったみたいな言い方をされると、そこはモチベーションの下がる部分ではないかと思うんです。仕分け委員会は県議会もモチベーションの下がった一つの内容でもあったわけですが、その辺をきちんと議論された上で、庁内での議論と財政課の議論もきちんとされた上で、予算査定するときに生かしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○黒木委員 東京学生寮、19年度は、稼働率、入居率が71.3%で低かった。ことはどうなんですか。

○馬原総務課長 ことしにつきましては、50名、1年生を入れております。4月1日現在、85名ということでございます。

○黒木委員 実際はまだ15名は枠があったわけですね。募集して棄権者が出るわけですか。どういうことなんですか。

○馬原総務課長 募集をして、定員オーバーした場合、抽せんをしていくんですが、大学に不合格ということで辞退者がどんどん出てきます。随時、当初申し込みをした人についてもどんどん入れていくわけでございますけれども、それでもまた、再度申し込みがあって、後期試験等で不合格というようなことで辞退者がふえるという場合もございます。19年度につきましては、若干再募集の期間が3月ぐらいにおくれまして、追加の入寮者が少なかったということで、19年度はちょっと少なくなっておりますが、今後十分その辺も工夫しながら、入寮者を募集していく必要があるかなと思っております。

○黒木委員 15名少ないということは、例えば2人部屋だけれども、部屋をあかしておくわけにはいかんから、恐らく1人しか入っていないところもあるんじゃないですか。そういう不公平は出てきませんか。

○馬原総務課長 なるべく2人部屋になるというように、途中で退去する人が出ましても、なるべく寄せて、その辺は不公平感のないように、1人が出ていったときには、1人部屋がずっと何部屋も出ないように、そこは2人で1部屋ということでやっております。

○黒木委員 それがいいのか、逆に、さっき話が出ましたように、料金を上げて、1人で住みたい場合にはいくらになりますと逆に上げたほうがいいんじゃないか、そういうことも考えられませんか。あけておくほうが、結局掃除もしないわけですから、管理人が掃除しなけりゃならない。かえて手間が要るんじゃないですか。

○馬原総務課長 あいている部屋を1人ずつして、その部分を料金を高くするというのも考えられますけれども、1万8,600円というのが公の施設に関する条例の上限で決まっていますので、その辺をする場合は条例改正等も必要になりますけれども、同じ料金でそこを1人部屋というのはまた不公平感等が出てきますので、その辺も、現行の条例の中では、仮に1人で1部屋使う場合でも1万8,600円が限度で、それ以上取れないということになっております。

○黒木委員 途中で入居者が募集できるならいいんです。今言う埋めることができるんですけども、結局、今年度でも15名もあいている。入りたい方も結構おると思うんです。東京都内、周辺の大学に行っている学生を持っている親たちは、途中からでも、2年が限度ですよと、何年度までですよという募集方法もないとは思わ

ないんですが、それは余りかたく考えたらできないかもしれないけれども、柔軟に考え方を持っていけば、途中からでもできると思うんですが、余り考え方がかたいんじゃないですか。我々もぜひ委員会で一遍東京寮ぐらいは視察を委員長はさせにゃいかんけれども、ぜひそういう考え方を改めて、その辺は考え方はどうですか。

○馬原総務課長 条例、規則等の制約はございますけれども、できるだけ効率よく有効に施設を活用していただけるように、運用面でできるところはなるべくそういうふうにして対応していきたいと思っております。

○黒木委員 今、施設が古いから1万8,000いくらですけども、これが建てかえなんかしたときに、そんなにあけたら非常に非効率です。今のうちに何とかしておいて、次のとき、その運用ができるように、要望しておきます。

○外山委員長 今度建てかえる場合は、上を貸して、学生寮ではやっていけません。一等地だから。

○米良委員 総務部長、さっき入札制度改革について僕が申し上げましたけれども、あなたから一言あるかなと思って期待していたんですけども、このまましていたら、大変ですよ。最低価格を90%に上げるのか。上げなきゃならんと思いますよ。一般競争入札はやむなし、ただし、地域性を、枠を決めて、そして一般競争入札でずっとやっていくという、そういった条件整備をしないと大変です。総務部のサイドでそういう改革を推し進めていくという一つの方法と、県土整備部の考え方と、どうなんですか、現在の時点では。あなたたちはあなたたちの言い分があって、土木は土木のサイドで言い分があって、そこ辺ではかみ合わないんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○山下総務部長 私、着任してこの問題について県土整備部と直接話をしたことはございません。ただ、既に入札制度改革も盛んに言われておりますように、単純にとすると語弊がありますが、公共事業の透明化、公正化という問題ではおさまらないものがございまして、当然今、委員御指摘のような点も踏まえて、恐らく県の行政の進め方なり、あるいは公共事業が持っている本県の経済の中に占める位置、そういったことも含めて全体的に議論しないといけない問題だろうと思います。そういう意味で今後、知事も検証と言っておりますので、当然検証の過程には私どもも議論に加わらせていただきたいし、そういった話も県土整備部向けにしたいと思っております。

○米良委員 最近の財政的に厳しい状況の中において、昔から言われる公共投資をどんどんふやして行って、特に中山間地の生活の苦しい状況においては、なおさら社会資本整備をして、地域の経済をあおっていかねばいかんというのはありました。しかし、ここのところに来て、そういうことを言っちゃおれんという時代でしょうから、しかし、公共事業というのはなくならんわけです。何がしかの予算でもって続行していくわけですから、その過程において建設業者がそこで生き延びられるか、生き延びられないかという瀬戸際に立ったわけですから、当然その辺を勘案しながら、何も建設業者側に立って私たちは言うわけじゃありませんけれども、やっぱり公共事業はあるわけですから、なくなるわけにはいかんわけですから、その辺の両論併記でいくと、業者も続いていかねばいかん、なくなるとはいかんわけですから、思い切ったいろんな側に立った改革をしていかないと、ただばっさり切ったということではだめで

すから、そこを十分念頭に置きながら、宮崎県の経済状態、宮崎県の建設業の状態、あるいは公共事業の状態をうまく勘案しながら対応していかなきゃ大変だと思うものですから、総務部長は余り遠慮せんでいいですよ。県土整備部にかかけ合って、あなたは一番親分だから、頑張らなきゃならんですよ。私は期待するんです。

○山下総務部長 私の言い方が弱そうに見えたかもしれませんがけれども、決してそういうつもりではございませんで、公共事業が今後、本県においてどういう形であり得るべきかという議論は、先ほども申し上げましたように、県民生活に広範囲に影響があるというのは十分認識しておりますので、そういった視点で議論をしてまいりたいと思います。

○米良委員 くどいようですけれども、果敢に挑戦をしてください。ぜひお願いします。

○黒木委員 建設関連。建設は非常に厳しい。建設業の中でも関連で測量関係、ここは今までは下限がなかったけれども、60%に下限をつけたんです。60%で1,000万の600万、500万のものは300万で、1円も違わなくてパソコンで出てくるんです。40人、50人が同点です。6掛けぐらいしていたら、恐らく一番先にここがことし中にいかないだろうという話をするんです。業界の話を聞くなり、県土整備部とその辺をどうするのかということをやらないと、大方の業者はやられますよ。そういうことも頭に入れておいてください。

○外山委員長 では、最後に請願の審査に移りますが、請願第4号、第7号及び請願第8号につきまして、執行部からの説明はございますでしょうか。

○吉瀬総務部次長 総務部関係の3件の請願につきましては、今回は説明はございません。

○外山委員長 その他でどうぞ。

○中野一則委員 この前、西諸で防災訓練がありました。建設業界というか、建設業団体が参加していなかったんですが、その辺の要請したときの状況を説明できませんか。

○後藤危機管理局長 防災訓練につきましては、昨年末から関係機関と連絡し合いながら進めてまいったところでございます。当初、建設業協会のほうにも呼びかけて話をしておりました。本年になりまして、1回目の総合的な連絡会議を持ったんですけれども、その段階では来ていられませんでした。その後、訓練の中身について、建設業の携わる分がなかったということもあって、御辞退といたしますか、その後の参加がなかったというような理解しているんですけれども、私どもといたしましては、防災協定につきましては、県土整備部と建設業協会が結んでおりますので、今後、私どもの計画します防災訓練につきましては、参加を要請していきたいと思っておりますので、ことし75機関参加したんですけれども、反省事項として、今後十分調整をしながら、協力し合っていきたいと思っておりますのでございます。

○中野一則委員 防災訓練は公共機関ばかりではどうにもならないということで、民間団体、民間人がNPO含めて協力してくれないと、本番に間に合わない場合があるんです。特に建設業者というのは非常に機動力があるし、これから台風とかいろんな災害、雨季も来るわけですので、災害が発生する可能性もあるわけですから、ぜひ建設業界にこれから先の訓練には何か力強い要請をして、参加させるようにしてほしいと思うんです。今さっき建設業のことでいろいろ質問が出ておりますけれども、それはそれとして、ぜひ参加させるように強い要請をする

ようにしていただきたいと思っております。お願いしておきます。

○**後藤危機管理局長** 本年度になっても呼びかけをしているところもあったですけれども、十分理解を得られていないという面がありましたので、今後につきましては、参加者の確認とか、もうちょっと具体的な面で声をかけながらやっていきたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

○**中村委員** 今の中野委員には反対。強制的みたいに建設業に圧力をかけたらだめ。県が強制的に入札価格もこんなことをやっているわけだから、反発ですよ。大体宮崎県ぐらいで一般競争入札は要らない。もとに戻して、指名競争入札でいいんですよ。250万なんてばかなことをやるから、反発しているわけで、本当にもっと考えてやらないといかん。強制的に参加させるなんてとんでもない話だ。

○**外山委員長** 以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆様には御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後5時0分再開

○**外山委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですけれども、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。開会時刻は13時半としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山委員長** では、そのように決定をいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山委員長** 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後5時1分散会

平成20年6月26日（木曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	新見	昌安
委員		米良	政美
委員		中村	幸一
委員		黒木	覚市
委員		中野	一則
委員		中野	廣明
委員		鳥飼	謙二
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	黒田	渉
議事課	主査	湯地	正仁

○外山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第5号及び第8号並びに報告第2号及び第3号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、第5号及び第8号並びに報告第2号及び第3号については、原案のとおり可決ま

たは承認すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致、よって、請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 挙手多数、よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号「串間土木事務所存続に関する請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。

請願第7号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致、よって、請願第7号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第8号「北方領土返還要求についての意見書提出を求める請願」の取り扱いはい

かがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、請願第8号の賛否をお諮りいたします。

請願第8号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致、よって、請願第8号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第8号が採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。お手元に配付の北方領土返還要求についての意見書（案）について、何か御意見がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、お諮りいたします。

意見書（案）につきましては、案文のとおりとし、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議ありませんので、そのように決定をいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議ございませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてでございますけれども、委員長報告の項目として特に御要望はございませんでしょうか。

主な質疑項目としまして、「メディキット県民文化センターのあり方について」、同時に、「国

際音楽祭のあり方」「教育委員会、市町村ホールとの連携」「台湾合唱団の受け入れ等を例にしまして、県の国際交流支援について」「中山間地対策について、アンケート調査への疑問」「集落再編を含めて、これまでの県議会の議論が政策に生かされていない。取り組みに真剣さが欠けている」「元気な集落づくりに取り組む集落に対する新たな呼称について、呼称を変えるだけでは厳しい実態は変わらない。むしろ限界集落という呼称で頑張るべきだ」「宮崎—台北線について、搭乗率を上げる努力について」「旅行エージェン特に対する総合交通課及びみやざきアピール課の連携について」

総務部関係になります。「入札・契約制度改革に対する総務部のスタンスについて」「県内の建設業者の現状に配慮するよう県土整備部へ提言を行うべき」「指定管理者の第二期指定について、審査の際、現場のスタッフの労働条件等に配慮すること」「臨時・非常勤職員への通勤手当の支給について」「宮崎県東京学生寮の活用について」「行財政改革への取り組みについて」「事業仕分け委員会の意義」「市町村への事業の移譲」、こういった意見を採用した中で委員長報告にまとめたいと思いますが、特にこれ以外に何か。

○米良委員 その中で、我々最前議論しましたがけれども、総務部の中で入札制度改革のことが出ましたね。県土整備部が介入する分とそちらのほうの介入する分があるわけです。その辺を特に強調していただいて、最低価格の引き上げ等については、その辺にも触れてもらうといいけど。

○外山委員長 その文言を入れてよろしいですか。

○米良委員 多分商工でも出てくると思いますので。改革委員会のはそこもタッチしているわ

けですね、総務部が。そこを両論併記でいくといいと思います。

○中野廣明委員 総務部は3つの窓口をまとめるだけだから、もうちょっと総務部で入札を決めて行って、しっかり頑張れと。

○鳥飼委員 行財政改革も出てきて、いろいろとうまくいっているということばかりの説明がありましたけれども、私、一連の財政問題を見ていて、国のありようも問題がもちろんあるんですけれども、県の財政再建が成り立てば、それで事足れりと、県民生活については余り考慮しないと、今度の入札改革もそういう視点から来ていると思うんです。ですから、実験だと言ってみたり、ああいう不謹慎な言葉が公式なところで出てくるという、私は極めて遺憾だというふうに思うんです。県の財政というのは確かにきつところはあってもかもしれないけれども、他県の状況からすると、相対的には10位から15位ぐらい上位をいっているんです。そういうところも考えると、建設業者もしかりですけれども、そういうところがしっかり仕事をやっていく、飯を食っていく、生活をしていけるということの上に財政再建というものが考えられないと、通勤手当のことも私は言いましたけれども、1万円、2万円の話をするけれども、たかだか宮崎市がやっているのは1,400円とか2,000円です。気持ちなんです。そこでやる気を出してもらったり、県としての姿勢を示すということが大事だと思うんです。そういう視点で、中野委員もおっしゃられましたけれども、ぜひ入札制度改革についてはまとめていただく、そういう指摘を知事とほかの部にもやってもらいたい。

○井上委員 関連してですけれども、財政再建について私たちは反論しているわけではないし、反対しているわけではないけれども、当局は、

入札制度改革でやるところまでやってしまったわけです。残っているものは何なのかといったら、本当に限られていて、結局私たちも、言いわけがましいことを県議会は言わないといけないというような状況になっていると思うんです。つぶしてから何かをするみたいなどころなんです。やれることというのは限られていて、少ないと思うんです。ただ、基本的に、何を削ればいいのかというところの視点が余りにも広過ぎる。議論なく、ただマスコミベースに乗ればいいという形での財政改革をしているという点でいえば、もっと県議会も、常任委員会レベルじゃなくて、県議会総体として、きちんと議長を中心にすべきことと、業界をつぶしてしまっただけからでは、今ですらやれることは少ない、県もやれないですね。もうちょっと県議会総体としてやるべきことについてはきちんと知事に対して言わないと、調子に乗っていただけなんです。

○鳥飼委員 歳出の改革については、知事はマニフェストとして出したんですけれども、歳入の改革については全く触れていないわけです。例えば地方交付税がいかに宮崎県にとって大事なのかということをはっきりだしておいて、ふるさと納税制度とか、これぐらいのことをやっている。そして一方では、入札改革だといって、時代に乗ったような形で非常にマスコミ受けをする。県民の生活がつぶれていっているわけですから、そこら辺も含めてしっかり指摘しておく必要があるんじゃないかと思います。

○外山委員長 今の分は多岐にわたるから、一回の報告では入り切れませんので、におわせながら、議会報告で言っていったりとかしていこうと思っています。前も言われたように、県民がつぶれて県庁が残ったではいけませんので、その辺はよく考慮しながら委員長案を……。

○米良委員 ちょっと時間を使っても、時期が時期だから。

○外山委員長 了解しました。

では、委員長報告につきましては、御意見等を参考にしながら、最後は正副委員長に御一任いただくということで御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時57分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

7月23日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、そのようにいたします。

次に、県外調査でございます。県外調査につきましては、8月26日から28日にかけて休憩中の協議などについて実施することにいたしますが、詳細につきましては、正副委員長に一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定をいたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時58分閉会